

会津坂下町地域公共交通計画



令和8（2026）年4月
会津坂下町

目次

1. 序 論	
1-1 計画の目的	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 計画の区域	3
1-4 計画の期間	4
1-5 計画の対象	4
2. 会津坂下町における公共交通を取り巻く現状と課題	
2-1 公共交通の現状	5
2-2 公共交通を取り巻く課題と解決の方向性	10
3. 基本的な方針と目標	
3-1 会津坂下町の将来像およびまちづくりの方向性	16
3-2 基本方針と計画の目標	19
3-3 会津坂下町の地域公共交通の将来像	21
4. 目標達成のための施策および事業	
4-1 施策体系	23
4-2 各事業の内容と実施主体	24
4-3 事業の実施スケジュール	33
5. 計画の推進および評価方法	
5-1 実施主体と役割	34
5-2 計画の推進体制	34
5-3 PDCA サイクルによる評価・検証	35
5-4 評価指標・数値目標	35
参考資料	
1 策定の経緯	40
2 実態・ニーズ調査の実施概要	44

1. 序 論

1－1 計画の目的

(1) 地域公共交通計画とは

地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく計画で、「地域にとって望ましい公共交通ネットワークの姿」を明らかにし、「まちづくりの取組との連携・整合」を確保する「地域公共交通の基本計画」としての役割を果たすものです。

本計画に基づき、地域公共交通に関する取組を計画的に進めることで、限られた資源を有効に活用し、持続可能な地域公共交通の形成を図っていきます。

(2) 計画の目的

本町における地域特性や地域公共交通の現状・課題等を踏まえ、町が目指す将来像を実現する上で地域公共交通の果たすべき役割を明らかにするとともに、町民の生活と移動を支援し、持続可能な地域公共交通を実現するために、その基本的な方針、目標及び施策体系を示すマスタープランとして、「地域公共交通計画」を策定します。

(3) 計画の役割

本計画は、以下の6つの役割を担うものです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①地域にとって望ましい地域公共交通の姿（基本的な方針と目標）を明らかにする②目標達成に向けて計画期間内に実施すべき施策・事業を示す③地域特性に応じた多様な交通サービスによるネットワーク構築を目指す④本町のまちづくり（都市計画、福祉等）の取組との連携・整合を確保する⑤地域・企業・学校等の多様な関係者との連携を促進する⑥具体的な数値目標とPDCAサイクルにより、継続的な改善を推進する |
|--|

1-2 計画の位置付け

本計画は、「第六次会津坂下町振興計画（後期基本計画）」を上位計画とし、「会津坂下町都市計画マスタープラン」、「会津坂下町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第三次会津坂下町教育振興基本計画」といった町の関連計画だけでなく、福島県や会津圏域の計画と整合を図りながら、本町の目指す将来像の実現に向けた取組を進めるものとします。

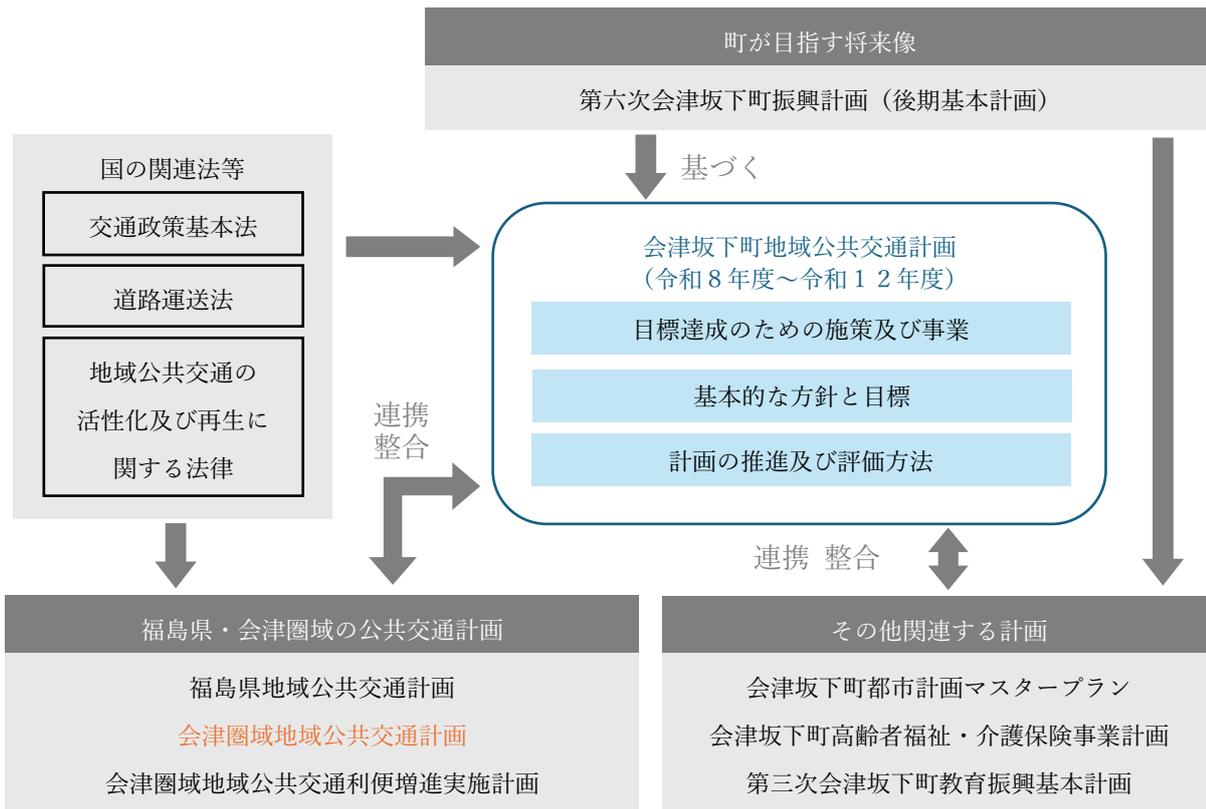


図1 計画の位置付け

1-3 計画の区域

本計画の区域は、会津坂下町全域を対象とします。

なお、会津坂下町には、会津若松市、喜多方市、柳津町の近隣3市町に跨る広域バス路線が複数運行されていることから、広域的なバスネットワークや交通結節点のあり方・維持・再編等については、会津圏域公共交通活性化協議会と連携、調整しながら検討していきます。

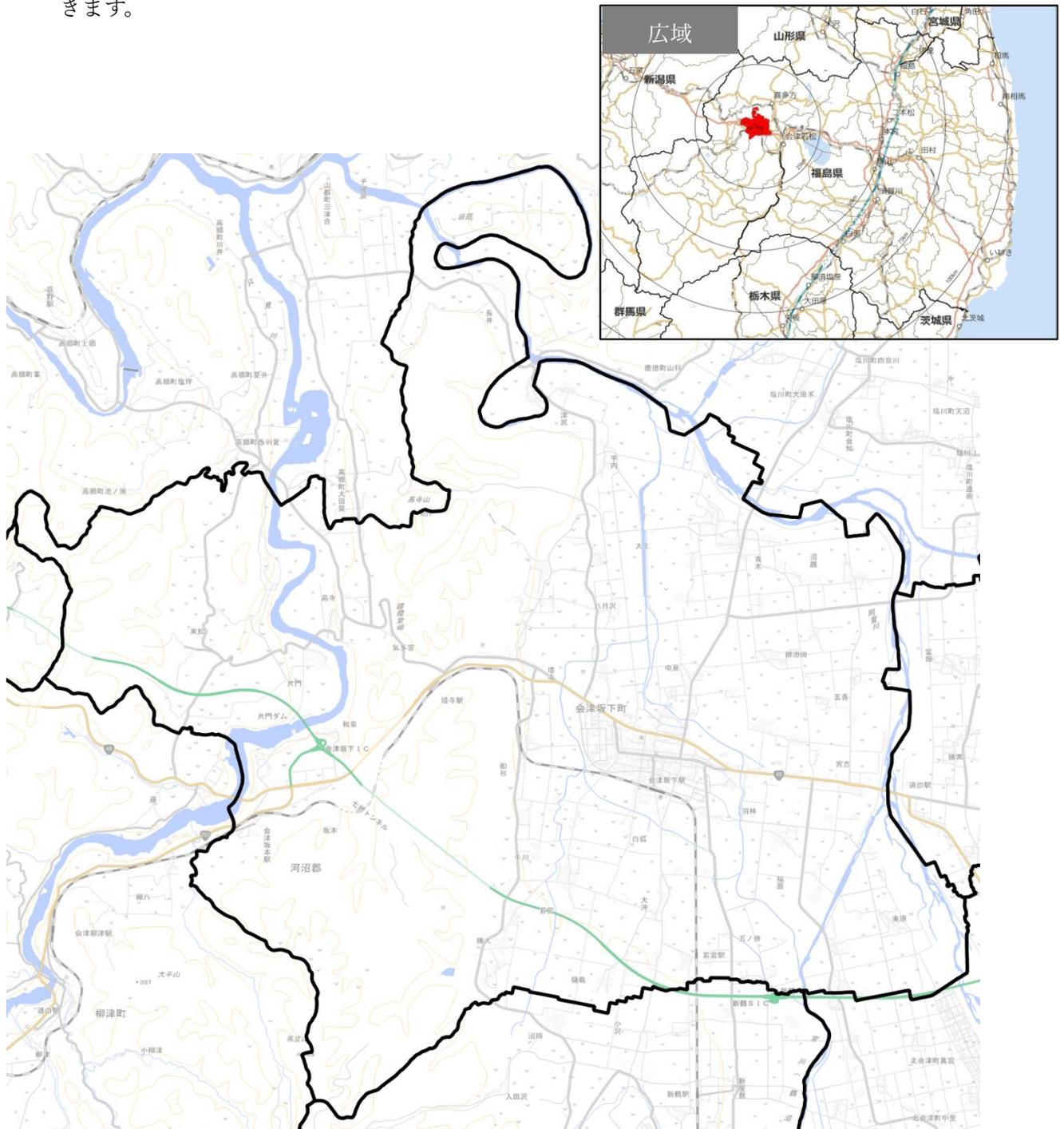


図2 計画区域

1-4 計画の期間

計画の期間は、令和8年（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や関連する法令・制度の変更、上位・関連計画の見直し等によって、新たな対応が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを検討します。

表1 計画期間

	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)	令和13年 (2031)
第六代会津坂下町 振興計画 (後期基本計画)	令和7（2025）年度～令和11（2029）年度				令和12（2030）年～	
会津圏域 地域公共交通計画	令和8（2026）年度～令和13（2031）年度					
会津坂下町 地域公共交通計画	令和8（2026）年度～令和12（2030）年度					
	事業・施策：5年間で優先的に実施すべき取組					

1-5 計画の対象

本計画の対象となる移動手段は、鉄道・路線バス・タクシー等の既存の公共交通に加えて、スクールバスや福祉輸送など地域における多様な輸送資源、あわせて新たな公共交通についても検討の対象とします。

表2 対象となる移動手段

交通手段	事業者・路線等
路線バス	会津乗合自動車株式会社 広域：会津若松・坂下線、喜多方・坂下線、坂下・柳津線 域内：袋原線、勝方線、御池田線、海老沢線、五ノ併線、杉山線
鉄道	只見線 東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本） 若宮駅、会津坂下駅、塔寺駅、会津坂本駅
タクシー	河沼自動車有限会社、赤城タクシー有限会社
その他	スクールバス、送迎バス、福祉交通 など

2. 会津坂下町における公共交通を取り巻く現状と課題

2-1 公共交通の現状

(1) 町の概況

本町は、福島県の西北にある会津盆地の西部に位置し、面積91.59km²、東西11km、南北14kmに広がる町となっています。また、東には標高170m前後の農地が広がり、西には400m程のなだらかな山が連なり、夏は盆地特有の高温多湿、冬は積雪1mほどの季節感豊かな町です。本町の交通状況は、町西部に会津坂下IC、南部には新鶴スマートICを有しており、県庁所在地である福島市まで車で約90分の圏域となっています。また、国道49号が町内を東西に貫いており、交通の要衝となっています。

(2) 将来人口と人口分布

本町の人口は、1950年の27,826人でピークを迎え、その後徐々に減少し、1975年に20,510人となりほぼ横ばいで推移していたものの、1995年より再び減少傾向となり1996年には2万人を割り込み、2020年の国勢調査においては、15,068人となりました。人口減少は今後もますます進行すると予想され、このままの傾向が続けば、2045年には1万人を切り、2050年には8,641人になると推計されます。

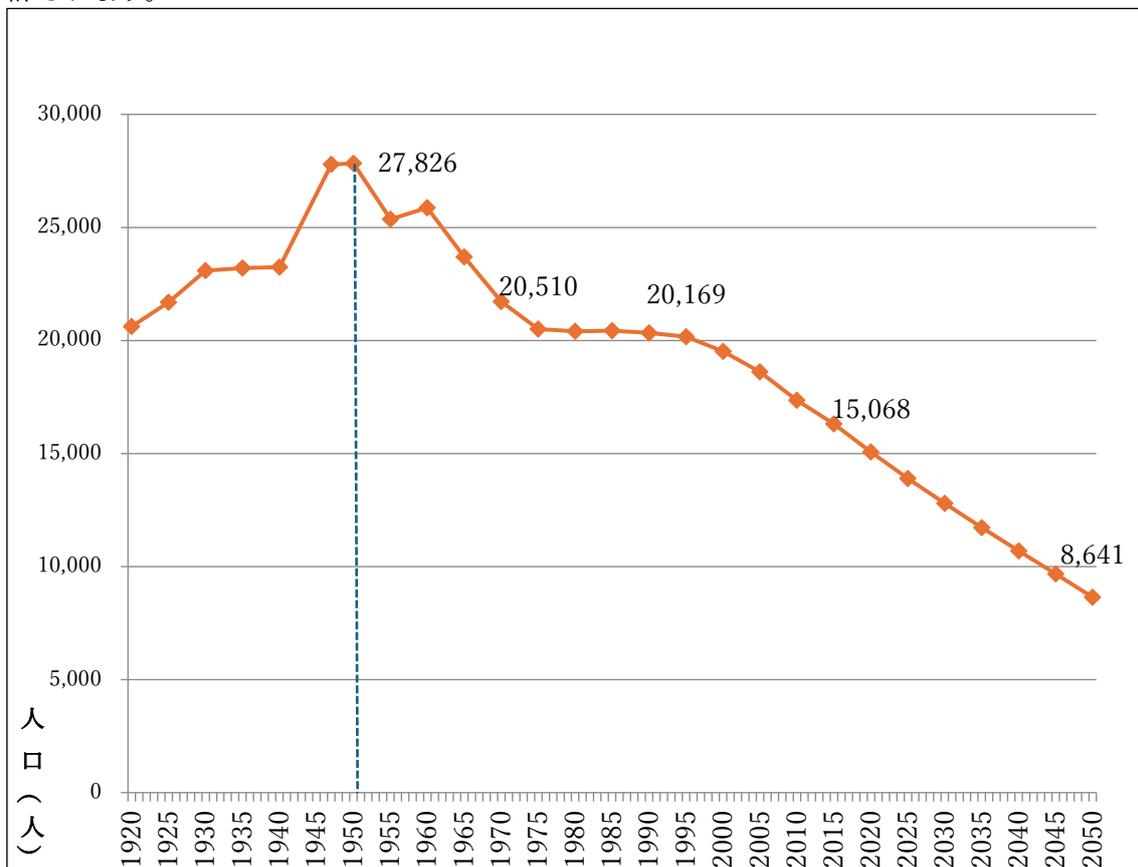


図3 総人口の推移

出典：国勢調査 推計人口は国立社会保障・人口問題研究所による推計人口に準拠し推計

(3) 年齢3区分からみた人口の推移

本町の人口推移をみると、年少人口はピークを迎えた1950年から急激に減少し、1970年までの20年で50%以上減少しており、生産年齢人口は総人口とほぼ同様の割合で減少しています。また、老年人口は徐々に増加し続けており、2020年以降ほぼ横ばいで推移しています。

2020年時点での推計では、人口15,068人のうち年少人口が1,613人で10.70%、生産年齢人口が7,931人で52.64%、老年人口が5,524人で36.66%となっています。

しかし、2045年には老年人口が生産年齢人口を上回り、2050年には年少人口が631人で7.30%、生産年齢人口が3,782人で43.77%となり老年人口が4,228人で48.93%となる見通しで、老年人口が生産年齢人口を上回ると推計されます。

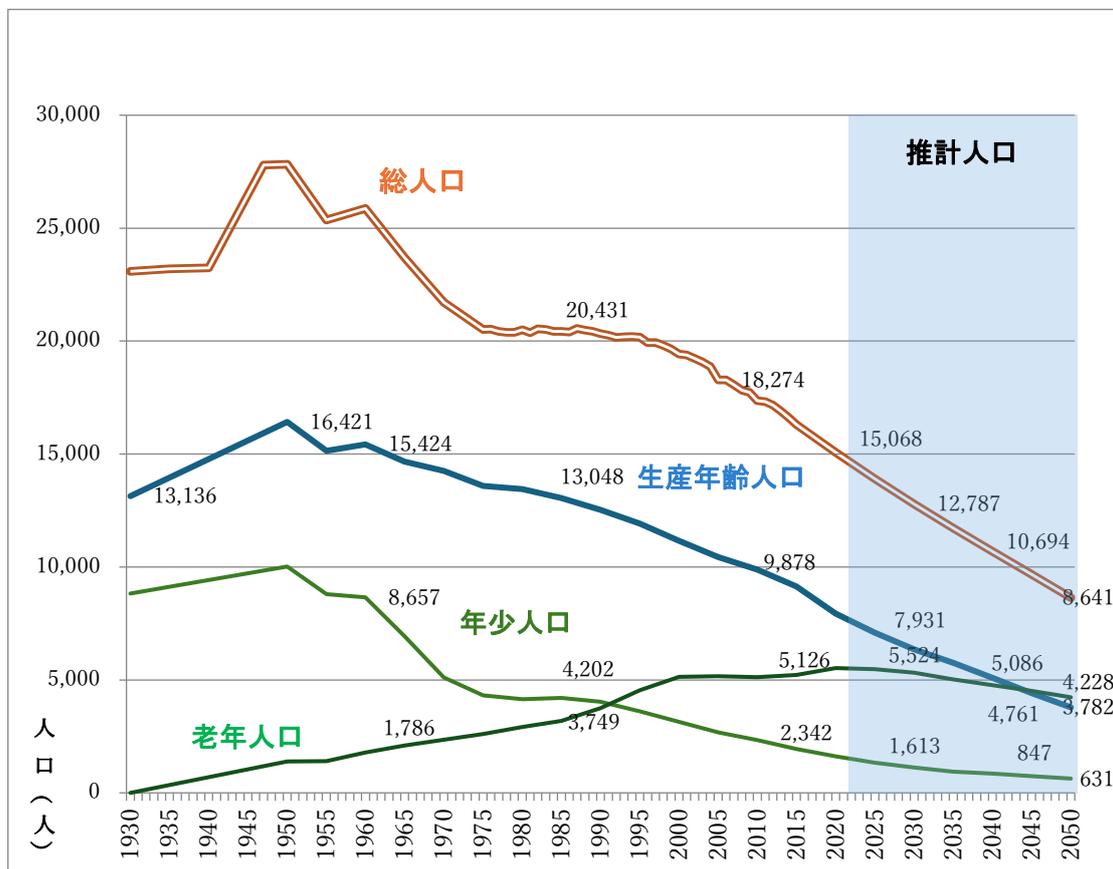


図4 年齢3区分別人口の推移 出典：国勢調査

年少（15歳未満）、生産年齢（15～65歳未満）、老年（65歳以上）の3つの区分で表示

(4) 町の公共交通網

町の公共交通網は、広域の公共交通として鉄道（JR只見線）と周辺市町を結ぶ広域の路線バス（3路線）が運行しています。また、町の域内の公共交通として、生活路線バス（6路線）や一般乗用タクシーといった多様な交通サービスが提供されています。

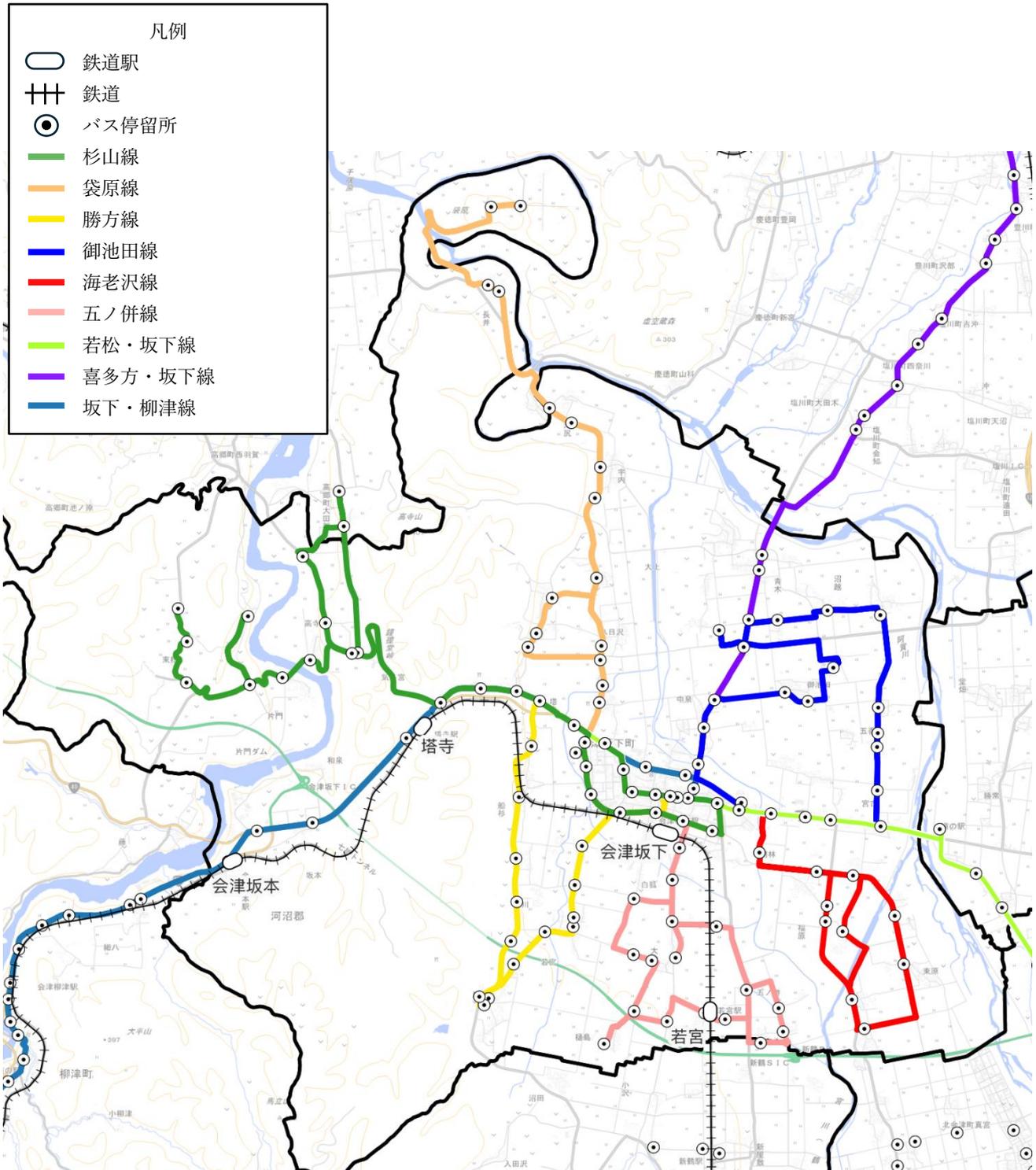


図5 ネットワーク図（令和7（2025）年10月1日時点）

(5) 鉄道

表3 鉄道運行概要(令和7(2025)年)

事業者	路線名	駅名	運行本数		1日平均利用者数(R6)	有人駅	運賃(円)			
			上り	下り			若宮駅	会津坂下駅	塔寺駅	会津坂本駅
東日本旅客鉄道株式会社	只見線	若宮駅	7	7	-	-	-	150	210	240
		会津坂下駅	7	7	298	○	150	-	190	210
		塔寺駅	6	6	-	-	210	190	-	190
		会津坂本駅	6	6	-	-	240	210	190	-

資料：東日本旅客鉄道株式会社

(6) 路線バス

表4 路線バス運行概要(令和7(2025)年10月1日時点)

路線名	運行経由			運行本数				運行日	運賃(最大)
	起点	経由	終点	平日		休日			
				上り	下り	上り	下り		
杉山線	坂下営業所	窪倉・舟渡	杉山	3	1	0	0	平日	780円
	坂下営業所	窪倉・舟渡・洲走	杉山	0	3	0	0	平日	780円
	坂下営業所	舟渡	杉山	1	1	0	0	平日	780円
	坂下営業所	窪・田中・洲走	杉山	1	0	0	0	平日	780円
袋原線	坂下営業所	新町・宇内	袋原	3	2	0	0	平日	850円
	坂下営業所	新町・見明・宇内	袋原	0	1	0	0	平日	850円
	坂下営業所	宇内	袋原	1	0	0	0	平日	850円
勝方線	坂下営業所	塔寺・勝方村中・牛沢	坂下営業所	4	-	0	0	平日	340円
	杉境	勝方村中	坂下営業所	1	0	0	0	平日	340円
御池田線	坂下営業所	御池田・立川	坂下営業所	4	-	0	0	平日	410円
	坂下営業所	立川	御池田公園前	1	0	0	0	平日	410円
	坂下営業所	立川	沼越	1	0	0	0	平日	410円
海老沢線	坂下営業所	海老沢・上開津	坂下営業所	4	-	0	0	平日	410円
	海老沢	上開津・新開津	坂下営業所	1	0	0	0	平日	410円
五ノ併線	坂下営業所	樋渡・中新田	坂下営業所	4	-	0	0	平日	400円
	坂下営業所	上新田・橋本金沢・樋渡	大江	1	0	0	0	平日	330円
若松・坂下線	坂下厚生総合病院	七日町・竹田病院前	若松駅前	16	16	11	11	全日	920円
喜多方・坂下線	坂下厚生総合病院	寺町角・大沢・坂下東小	有隣病院前	6	4	4	2	平日・土曜日	940円
坂下・柳津線	坂下営業所	緑町・気多宮	柳津ふれあい館	7	7	7	7	平日・土曜日	920円

資料：会津乗合自動車株式会社

表5 路線バス運行実績(令和7(2025)年10月1日時点)

路線名	輸送人員(人)	経常収益(千円)	経常費用(千円)	経常損益(千円)	経常収支率(%)	国・県補助額(千円)	他市町村負担額(千円)	町負担額(千円)
杉山線	19,204	3,538	18,756	△15,218	18.86	2,536	0	12,682
袋原線	34,148	3,975	11,326	△7,351	35.09	1,225	0	6,126
勝方線	19,123	1,715	6,932	△5,217	24.73	869	0	4,348
御池田線	30,714	2,878	10,294	△7,416	27.95	1,235	0	6,181
海老沢線	17,664	1,903	7,119	△5,216	26.72	869	0	4,347
五ノ併線	26,025	2,070	8,886	△6,816	23.29	1,135	0	5,681
若松・坂下線	126,483	23,420	63,708	△40,288	36.76	26,608	8,323	5,357
喜多方・坂下線	50,073	9,368	22,482	△13,114	41.66	8,880	1,835	2,399
坂下・柳津線	59,946	8,211	24,210	△15,999	33.91	10,103	2,948	2,948

資料：会津乗合自動車株式会社

令和5(2023)年10月1日～令和6(2024)年9月30日運行実績

(6) 一般乗用タクシー

表6 タクシー事業者の一覧(令和7(2025)年10月1日時点)

事業者名	車いすのまま乗車可	乗降支援の有無	タクシー保有数	住所
河沼自動車株式会社	×	—	5	河沼郡会津坂下町 字館ノ下212番地1
赤城タクシー有限会社	×	—	4	河沼郡会津坂下町 字市中三番甲3699番地

(7) その他の交通

町内には公共交通のほかにも様々な移動サービスとして、送迎バス等が運行しており、住民等の日常生活を支えています。

これらの移動サービスは公共交通に比べて、対象者が明確に設定されており、利用者に応じたサービス提供を行うことから、対象者にとって利便性の高いものになっています。

表7 その他移動サービス

区分	運行主体
病院の送迎	坂下厚生総合病院(特定患者のみ)
宿泊の施設	割烹旅館 松林閣
サロンの送迎	社会福祉法人会津坂下町社会福祉協議会
幼稚園の通園・降園	南幼稚園：会津乗合自動車株式会社 東幼稚園：河沼自動車株式会社
福祉サービス	NPO法人 真桜会 桜の家 leaf NPO法人いきいきサポートつくしんぼ ゆうゆうハウス 特定非営利活動法人 かわらごKids かわらご園 社会福祉法人 鶴翔会 ゆきわり荘 あみーち
介護サービス	会津坂下デイサービスセンター デイサービスしなのき坂下 健康倶楽部あいづデイサービスセンター「アルク」 ニチイケアセンターばんげ デイサービスセンターあそびりステーション JA会津よつば デイサービスすみれ 介護老人保健施設なごみ 特別養護老人ホーム 会津寿楽荘 特別養護老人ホーム ラスール坂下 認知症対応デイサービス ほしのひろば
介護タクシー	あいづ介護福祉タクシー ひまわり 会津幸労人(アイズコロニー)

2-2 公共交通を取り巻く課題と解決の方向性

「町が目指す将来像及びまちづくりの方向性」の実現に向けて、会津坂下町における地域の現状、公共交通の現状、実態・ニーズ調査結果等を踏まえると、会津坂下町地域公共交通計画では以下のような課題に対応した取組を進めていく必要があると考えられます。

【会津坂下町における公共交通を取り巻く課題と解決の方向性】

- 課題と解決の方向性① 高齢化と低い満足度を踏まえ使いやすい公共交通の確保が必要
- 課題と解決の方向性② 交通手段としての利便性が低く利用者ニーズに応じた見直しが必要
- 課題と解決の方向性③ サービス維持が困難な中でも交通弱者のために持続可能な公共交通の構築が必要
- 課題と解決の方向性④ 移動手段の維持に向け、交通事業者と連携した公共交通の利用促進が必要

課題と解決の方向性① 高齢化と低い満足度を踏まえ使いやすい公共交通の確保が必要

○利用しやすい公共交通の満足度が低いことや、さらなる高齢化の進行により、日常の移動手段としての公共交通の必要性が高まることから、誰もが利用しやすい公共交通の確保が必要です。

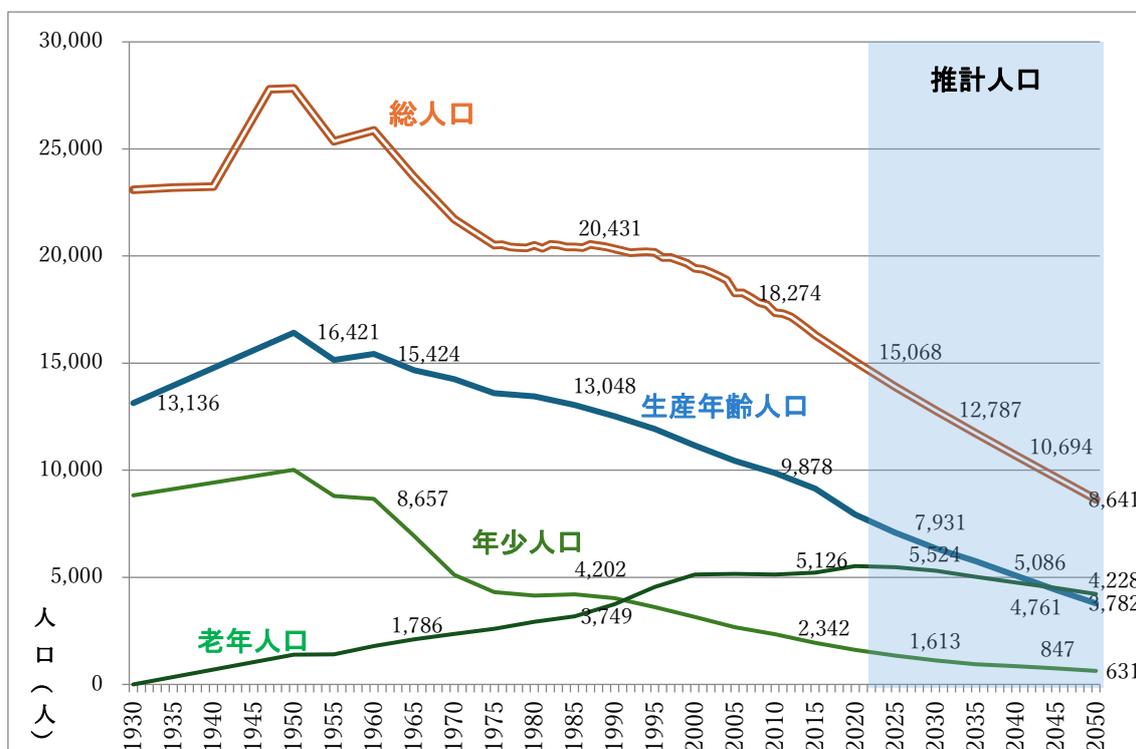


図6 年齢3区分別人口の推移 出典：国勢調査

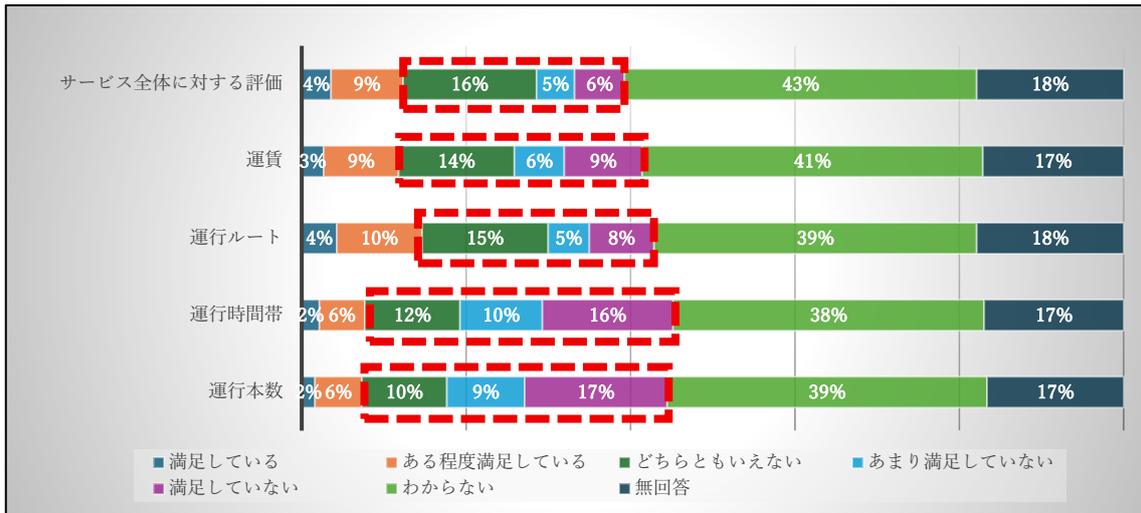


図7 「路線バス」の満足度
出典：令和7（2025）年公共交通アンケート

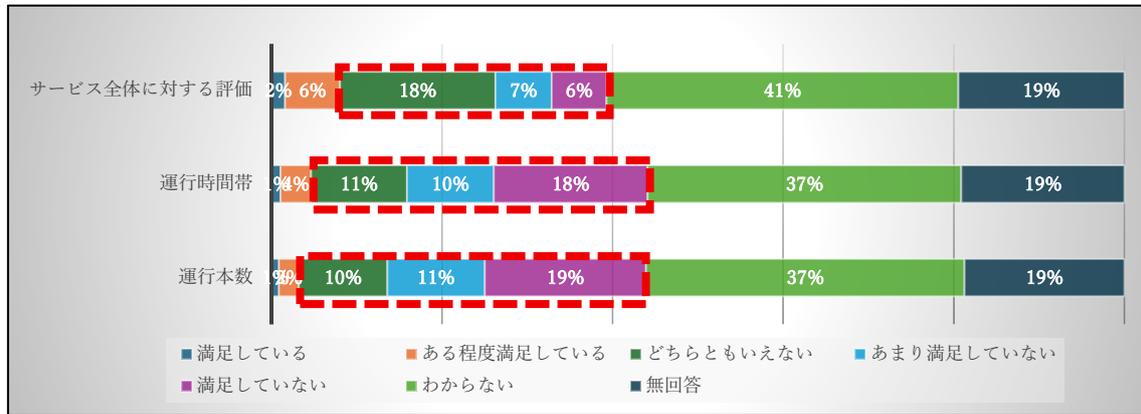


図8 「JR 只見線」の満足度
出典：令和7（2025）年公共交通アンケート

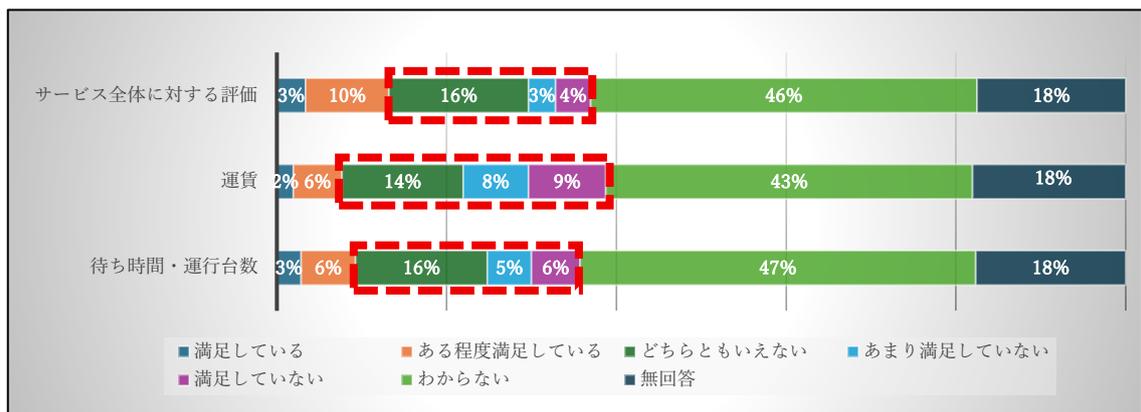


図9 「タクシー」の満足度
出典：令和7（2025）年公共交通アンケート

課題と解決の方向性② 交通手段としての利便性が低く利用者ニーズに応じた見直しが必要

○通院や買い物の手段として利用するにあたり、ダイヤが合わないことや停留所や駅までの距離があるなど、利便性の低さが課題であり、地域の需要や利用者ニーズに応じた見直しが必要です。

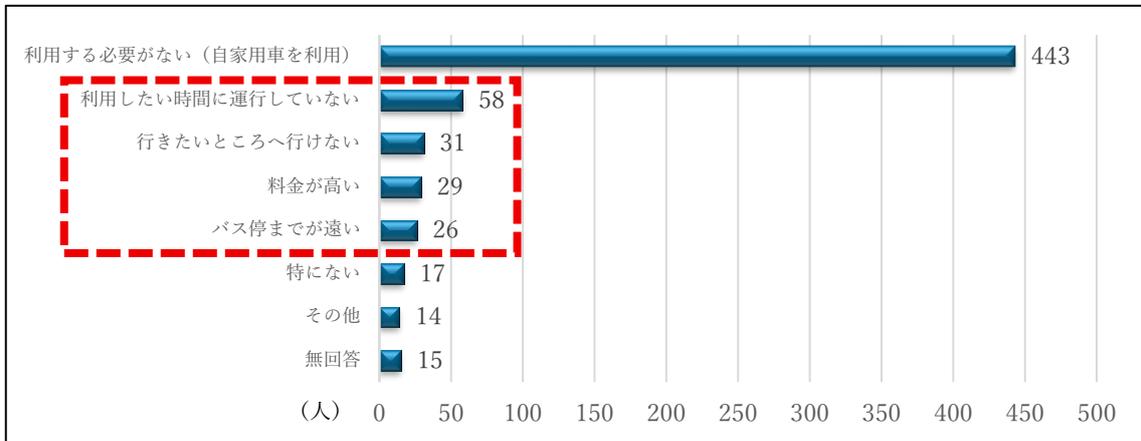


図10 「路線バス」を利用していない理由
出典：令和7（2025）年公共交通アンケート

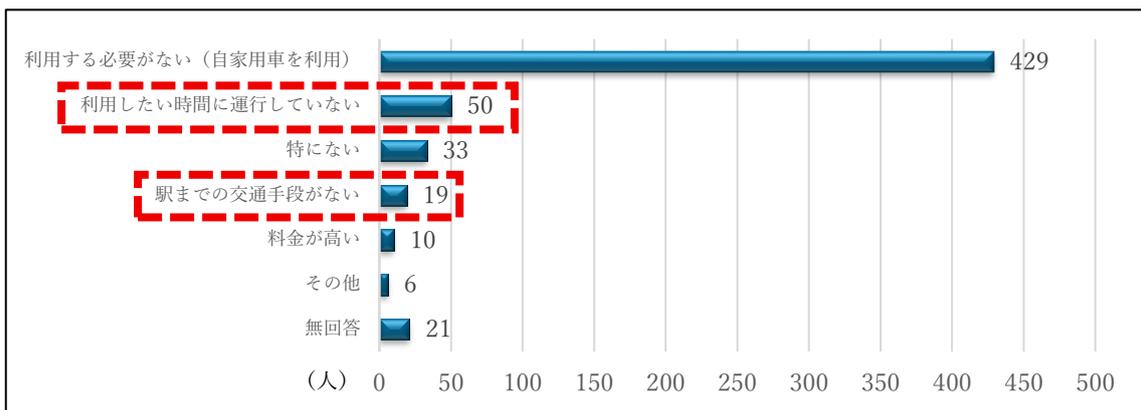


図11 「JR只見線」を利用していない理由
出典：令和7（2025）年公共交通アンケート

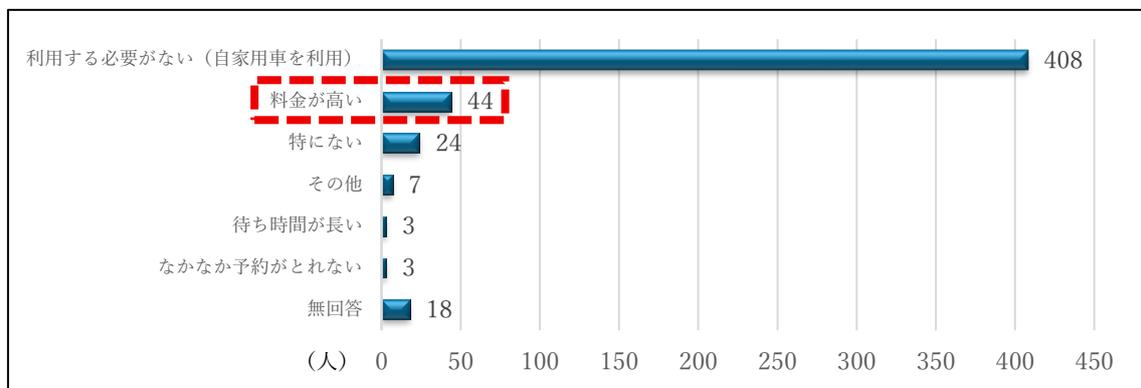


図12 「タクシー」を利用していない理由
出典：令和7（2025）年公共交通アンケート

課題と解決の方向性③ サービス維持が困難な中でも交通弱者のために持続可能な公共交通の構築が必要

○人材不足や運行経費が増加しているにもかかわらず、利用者が減少し続けると現行のサービス水準の維持が困難となります。その一方で、公共交通は高齢者など交通弱者の生活に必要な移動手段として、重要な役割を担っていることから、持続可能な公共交通の確保が必要です。

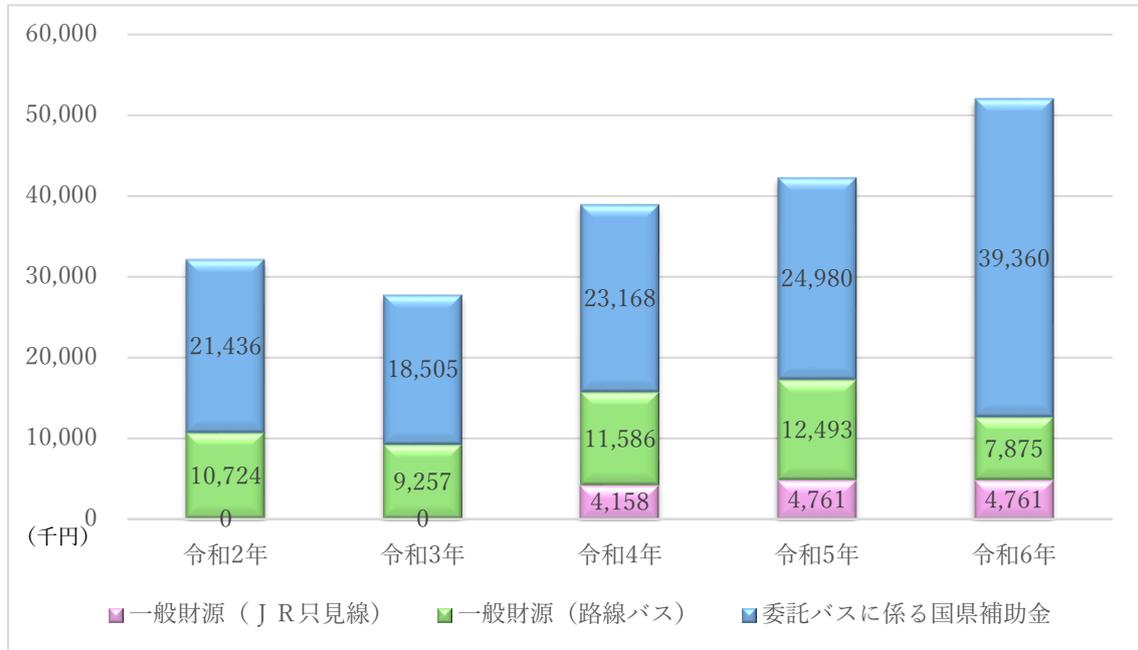


図 1 3 補助金と町の財政負担の推移

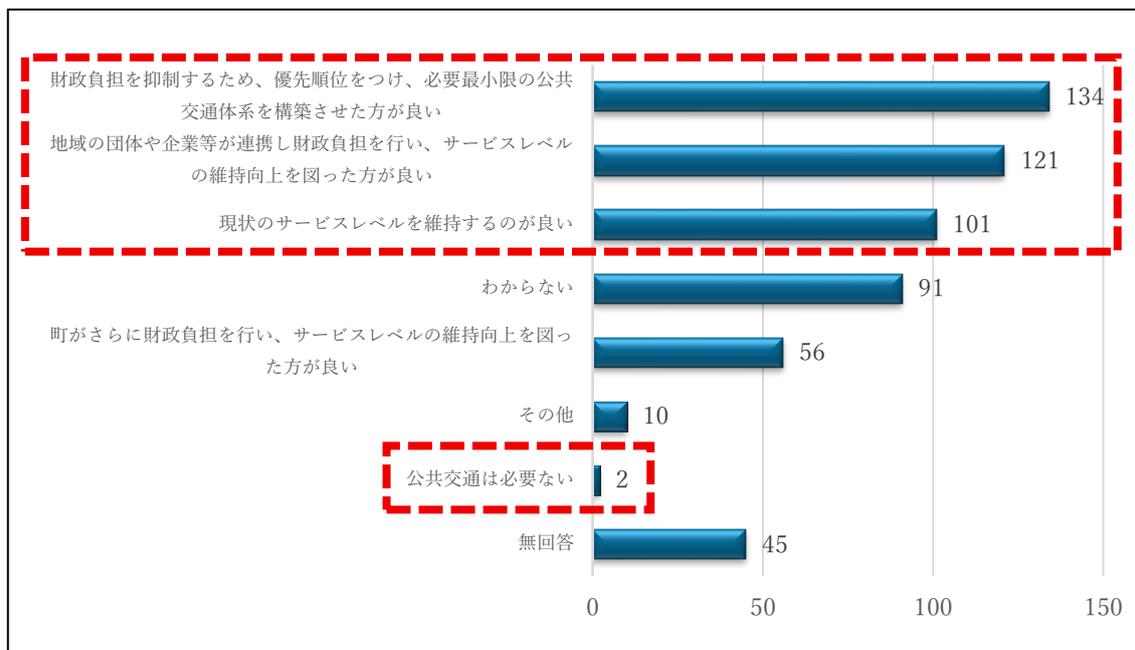


図 1 4 今後の会津坂下町全体の公共交通のあり方
出典：令和 7（2025）年公共交通アンケート

課題と解決の方向性④ 移動手段の維持に向け、交通事業者と連携した公共交通の利用促進が必要

○利用者の減少や運行維持が厳しい状況から、生活に必要な移動手段を維持していくために、交通事業者と連携したさらなる公共交通の利用促進が必要です。

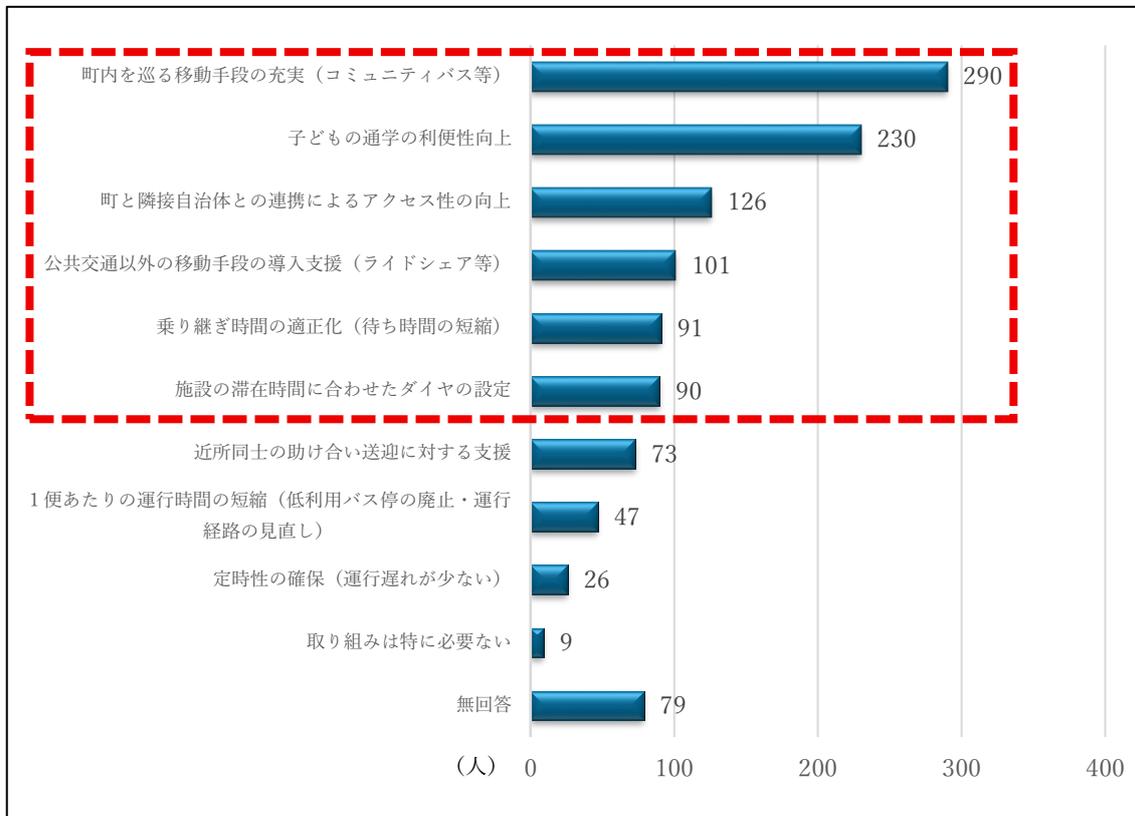


図15 利用しやすい公共交通とするための取組（移動手段）

出典：令和7（2025）年公共交通アンケート

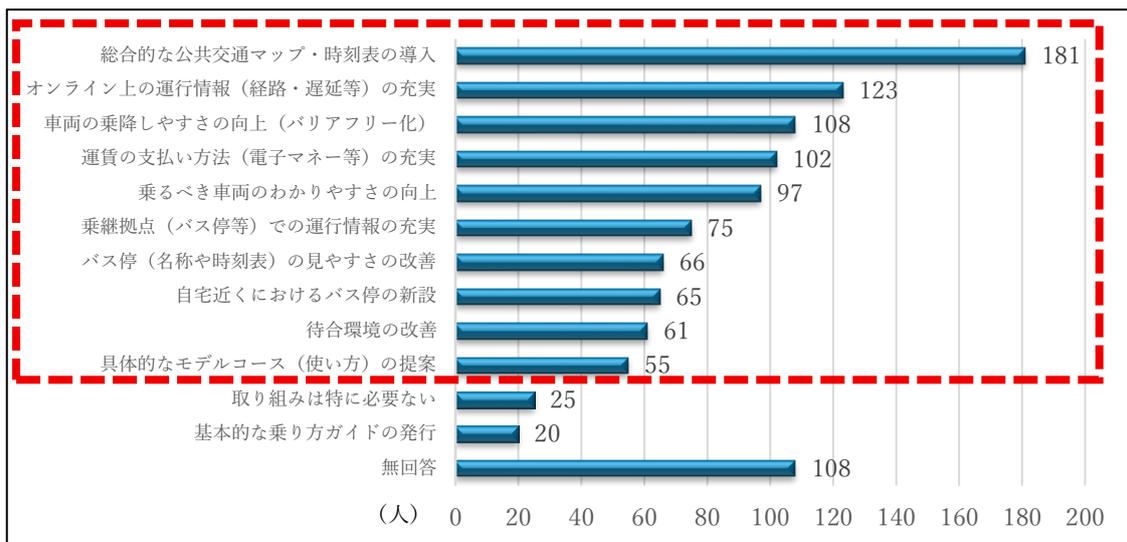


図16 利用しやすい公共交通とするための取組（利用環境）

出典：令和7（2025）年公共交通アンケート

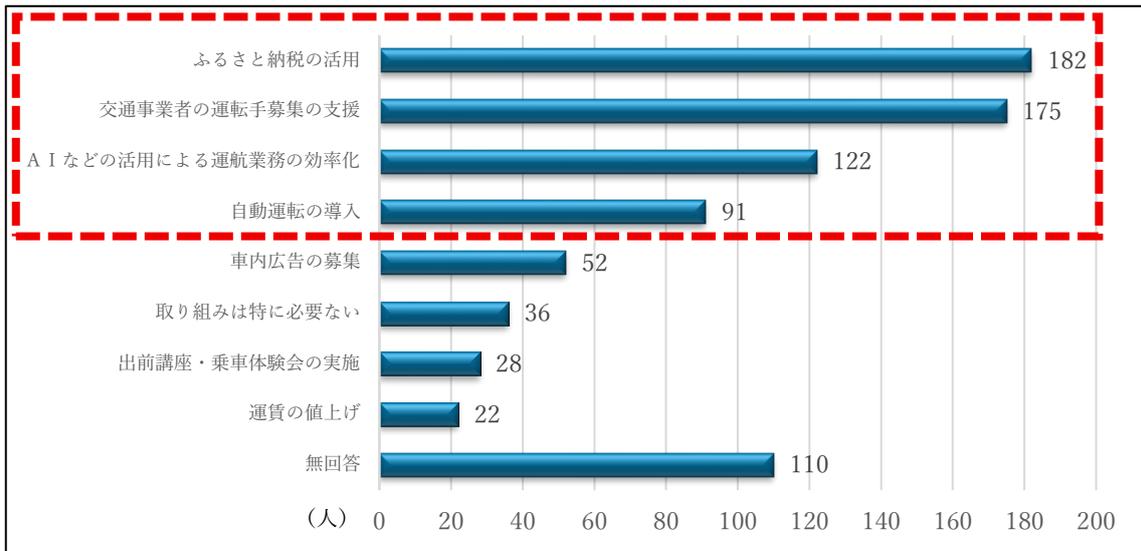


図17 利用しやすい公共交通とするための取組（財源確保）

出典：令和7（2025）年公共交通アンケート

3. 基本的な方針と目標

3-1 会津坂下町の将来像およびまちづくりの方向性

【第六次会津坂下町振興計画（後期基本計画）】

（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）

項目	内容
まちの将来像	やっぱり“ばんげ”がいい！ ～住み続けたい、やりたい事があふれるまち～
まちづくりの目標	（1）自ら学び、学び合う「ひとづくり」 （2）安全・健康で、快適な「くらしづくり」 （3）活力と魅力があふれ、人が集う「しごとづくり」 （4）一人ひとりがつながり、みんなで創る「しくみづくり」
関連記述	第3章 重点施策 3 公共交通対策 【持続可能な公共交通の確保】 現在の運行サービス水準を維持しながらも、財政負担を抑えた効率的な運行体系を研究し、持続可能な公共交通を確保します。 【利便性の高い公共交通の構築】 子どもや高齢者といった交通弱者だけでなく、だれもが利用しやすい移動手段を確保します。また、路線バスや鉄道、タクシーといった各交通手段の相互の乗り継ぎが円滑となる便利な公共交通体系を構築します。 【公共交通の利用促進】 商店街や観光施設、交通事業者などが連携する仕組みを構築し、利用者の増加対策に取り組みます。

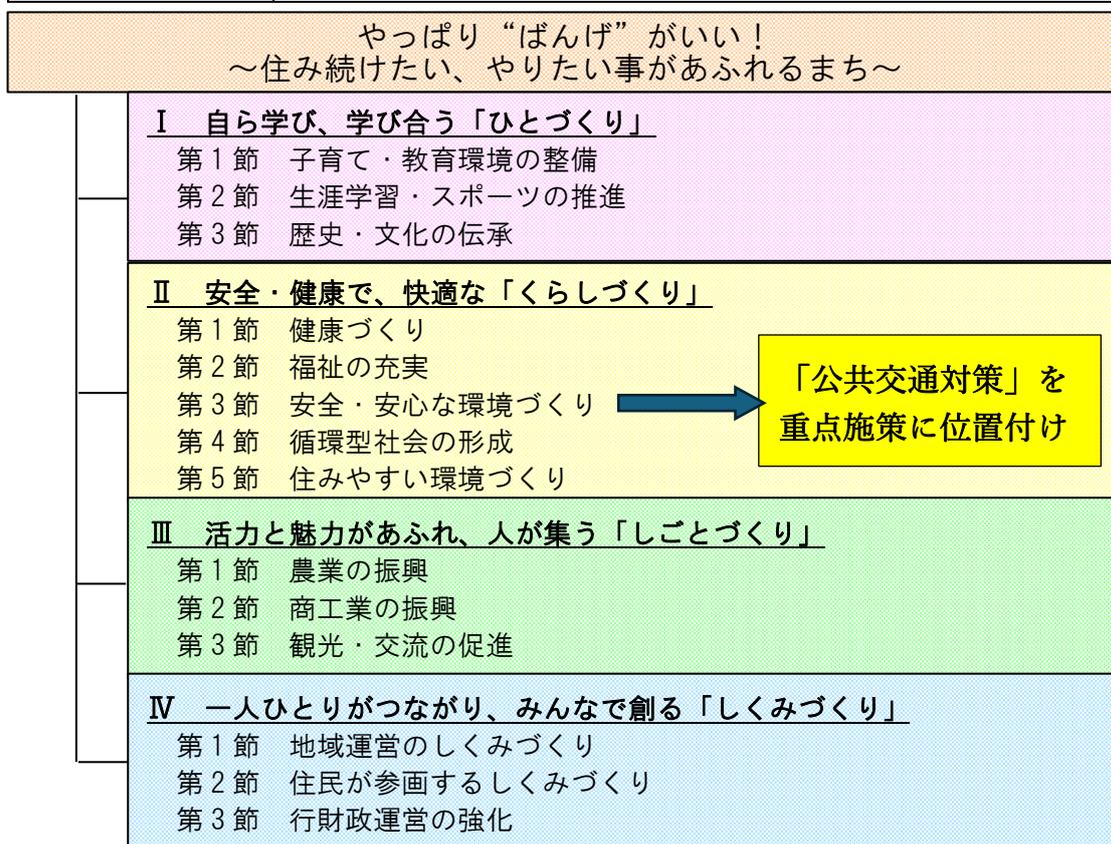


図18 まちの将来像及びまちづくりの施策の基本方向

【会津坂下町都市計画マスタープラン】

項目	内容
将来の都市像	豊かな自然・歴史環境に包まれた 暮らしやすく活力あるまち ばんげ
まちづくり施策の 基本方向	(1) 誰もが安心、快適に暮らせる都市づくり (2) 会津坂下町の魅力・資源を活かす都市づくり (3) 町民・企業・行政がみんなで進める都市づくり
関連記述	第2節 交通体系整備の方針 3. 公共交通の整備 高齢化する地域社会の生活交通手段を確保し、誰もが安全・快適にまちに出ることができるよう、鉄道及び路線バスの機能強化と交通結節点の機能強化に努めるとともに、そのことにより、公共交通の利用を増進し、都市交通の維持、充実を図ります。 (1) 鉄道及び路線バスの機能強化 ① 鉄道交通 ② バス交通 (2) 交通結節点の機能の強化 バス交通との連携を図り、駅とまちなかを結び、駅を起点とした人の流れを形成します。

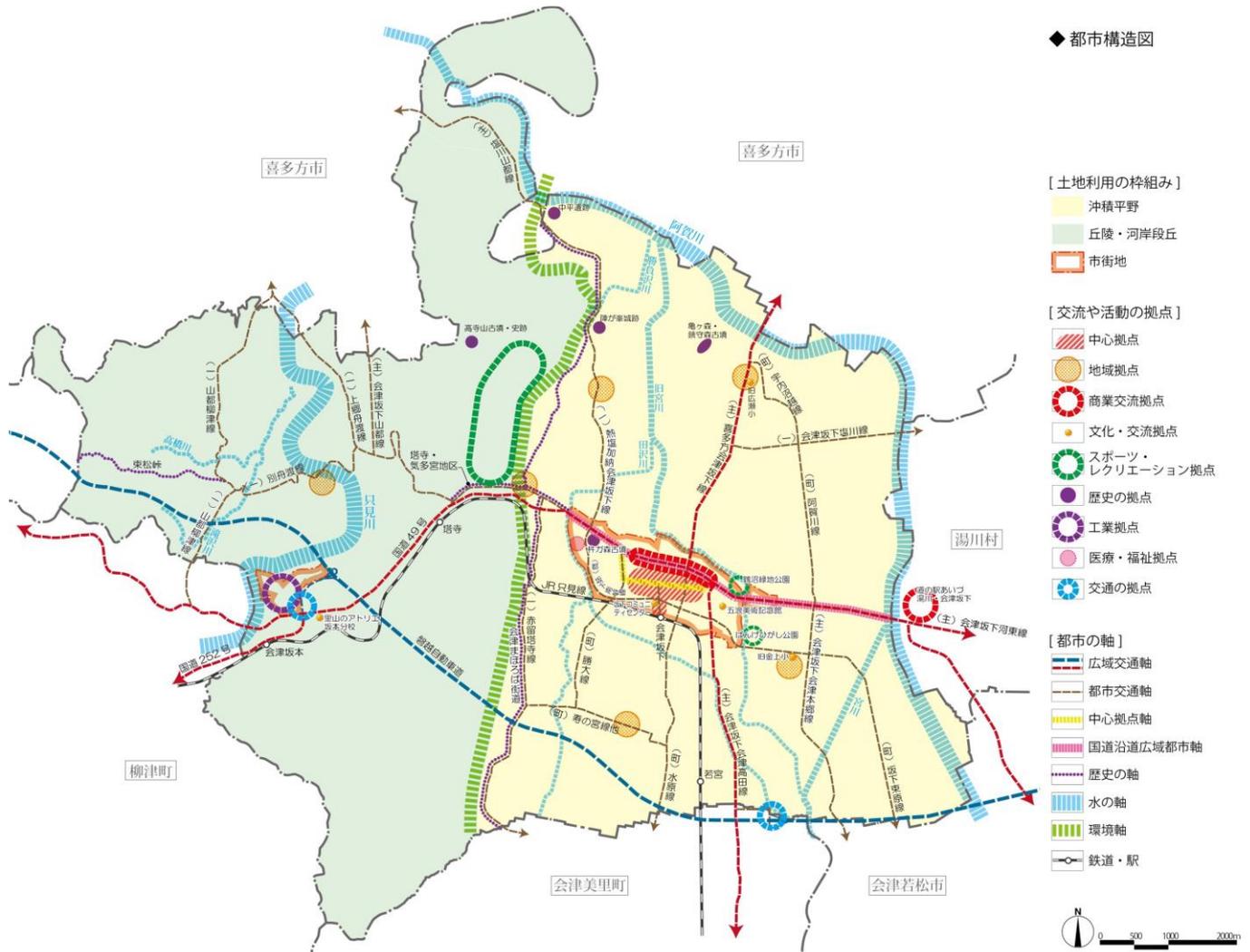


図19 将来都市構造図

【会津坂下町高齢者福祉・介護保険事業計画】

(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

項目	内容
基本理念	みんながつながる、みんなで支える共生社会と 生きがいのある、いきいき健康長寿の実現
基本目標	(1) 地域で支え合うしくみづくり (2) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進 (3) 安心して自立した生活への支援の充実 (4) 質の高い介護サービスの基盤整備
関連記述	第4章 地域支援事業の取り組み、第2節 包括的支援事業 2. 社会保障充実分、(2) 生活支援体制整備事業 概要 高齢者の生活支援ニーズに対応するため、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、多様な日常生活の支援体制の充実・強化及び、高齢者の社会参加を一体的に図ります。 【取組内容】 支援の担い手として、積極的に高齢者を含めた地域住民の参加を促し、社会参加による介護予防を推進します。 独居世帯や高齢者のみの世帯が増加する中で、買い物や通院などの日常生活を支援するための、送迎支援の体制を構築します

【第三次会津坂下町教育振興基本計画】

(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

項目	内容
基本理念	生きる喜びを育む教育 自ら学び、学び合う「ひとづくり」
基本目標	(1) 子育て・教育環境の整備 (2) 生涯学習・スポーツの推進 (3) 歴史・文化の伝承
関連記述	1 子育て・教育環境の整備 (1) 子育て支援 全てのこどもが健やかに成長し、また、子育て当事者が不安や孤立感を感じることなく安心して出産・子育てができるよう、支援体制の整備を進め、家庭の養育力向上を目指す。 ② こどもを安心して産み育てられる環境をつくる。 (iii) 経済的支援の推進 ○ 小中学生の通学バス定期券への助成を行います。

3-2 基本方針と計画の目標

「公共交通の現状」や「公共交通を取り巻く課題と解決の方向性」、そして「会津坂下町の将来像およびまちづくりの方向性」を踏まえて、計画の基本方針と計画の目標を次のとおり定めます。

【基本方針】

**誰もが安心して暮らし続けられる、
持続可能で利便性の高い公共交通の実現**

【計画の目標】

目標1：利用者のニーズに対応した交通体系の確保

- 日常生活の移動手段として、地域の実情や利用実態を踏まえた交通体系の再構築を進めるとともに、需要に応じた運行体系の導入や支援制度の拡充を図ることで、町民の移動手段を確保し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

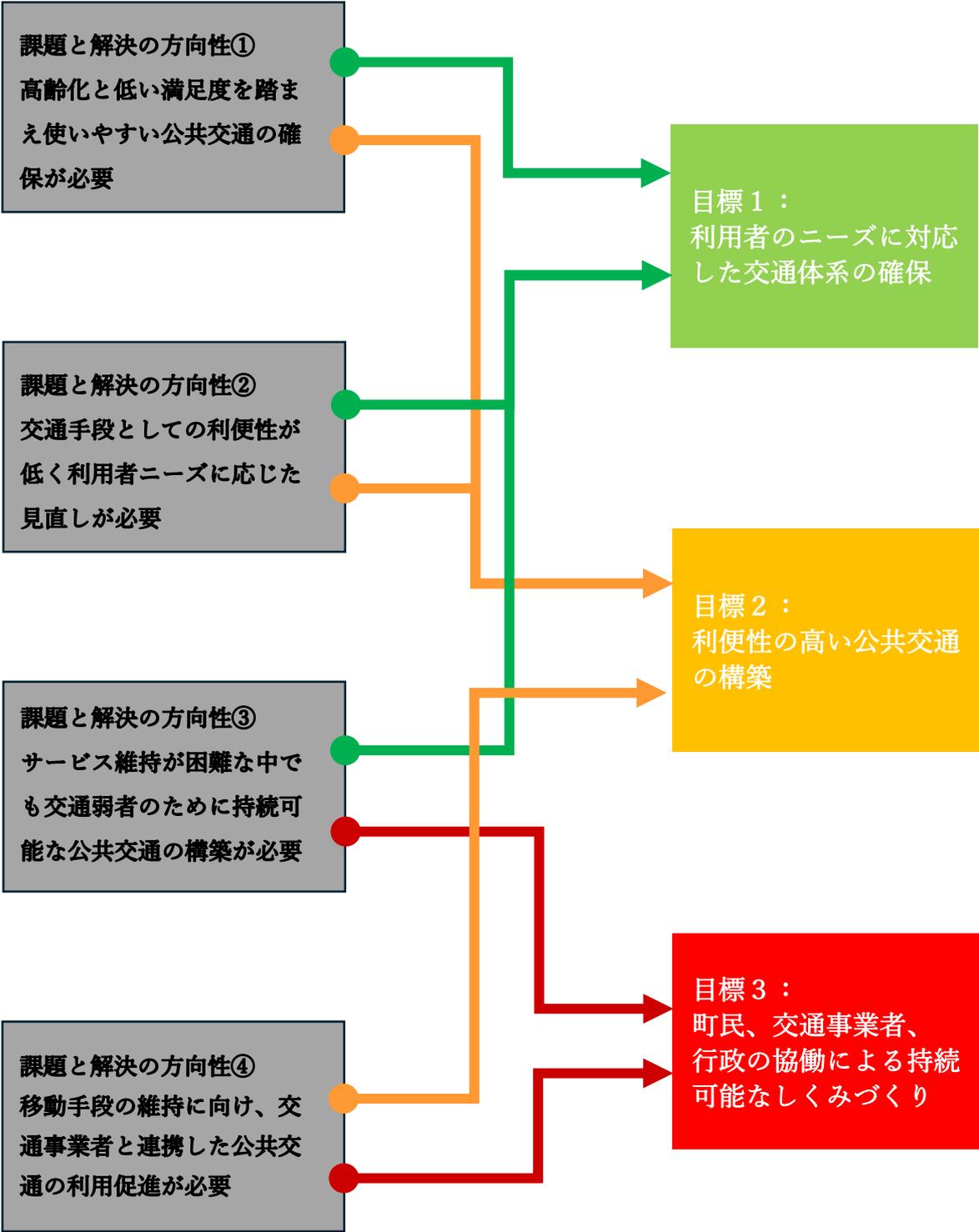
目標2：利便性の高い公共交通の構築

- 公共交通の利便性を高めるため、町内外が一体的に移動できる交通ネットワークを形成し、停留所や待合所の環境改善と公共交通における情報提供の充実を進め、使いやすい・わかりやすい公共交通を構築することで、利用者の増加を目指します。

目標3：町民、交通事業者、行政の協働による持続可能なしくみづくり

- 公共交通の維持・発展に向け、行政や交通事業者、地域団体、町民などの幅広い主体と連携し、持続可能な運行体制の構築や利用促進を進めることで、地域全体で公共交通を支えるという意識の醸成を目指します。

基本方針
誰もが安心して暮らし続けられる、
持続可能で利便性の高い公共交通の実現



3-3 会津坂下町の地域公共交通の将来像

計画の基本的な方針、目標を踏まえて、本町の地域公共交通のネットワークの将来イメージと機能・役割等を次のとおり定めます。

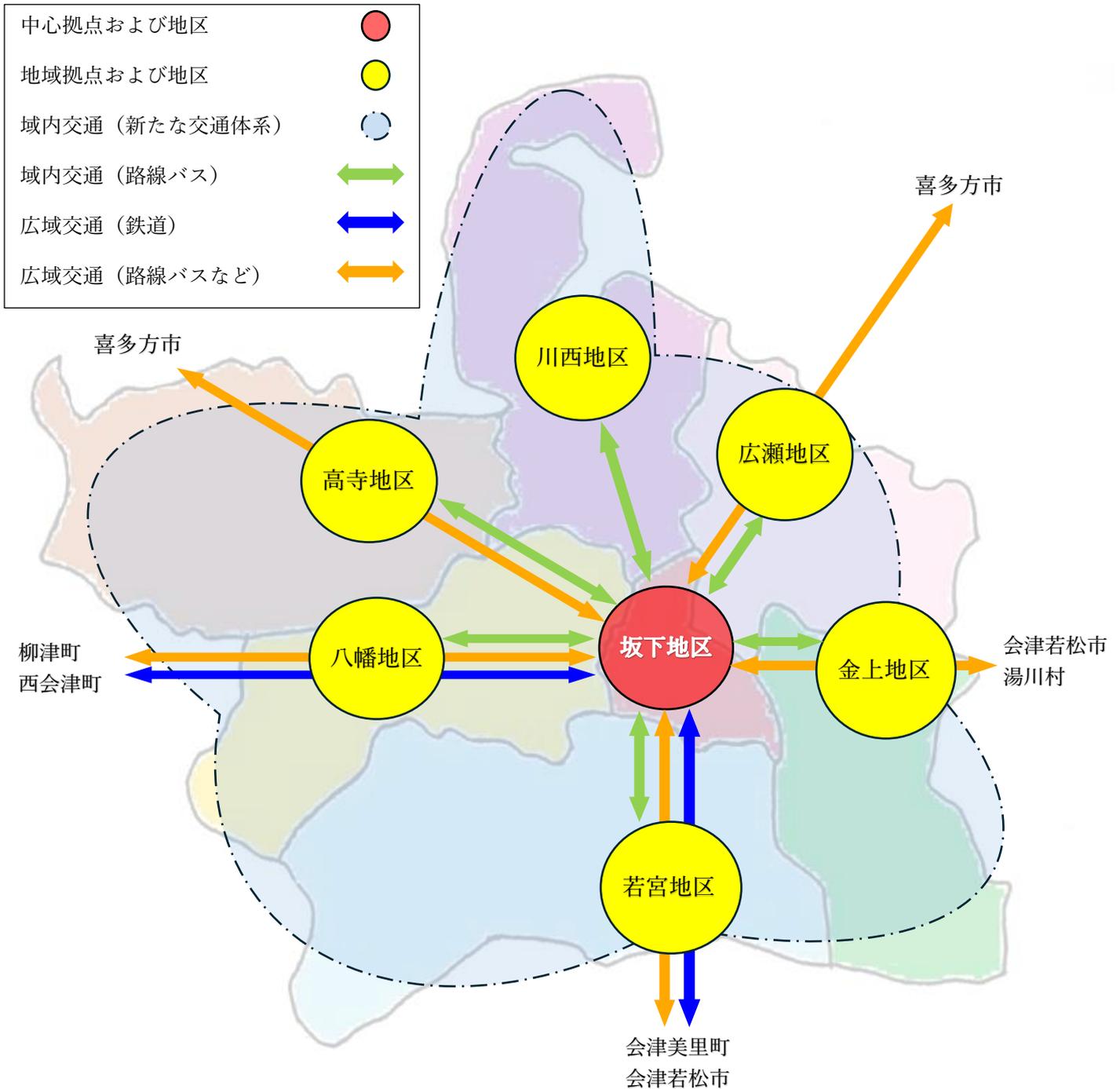


図20 公共交通ネットワークの将来イメージ

【会津坂下町の公共交通の機能等】

	機能等	交通モード	主な対象	
広域交通	町内各地域および周辺市町村と中心拠点※1を結び、日常生活に必要なサービス水準を確保する地域間交通	鉄道	只見線	タクシー
		広域路線バス	若松・坂下線 喜多方・坂下線 坂下・柳津線	
	周辺市町村が運行する町内の中心拠点を結ぶ地域交通		周辺市町村が運行するコミュニティバス等	
地域間交通	町内各地域および地域拠点※2と中心拠点との移動を支える交通	路線バス	杉山線 袋原線 勝方線 御池田線 海老沢線 五ノ併線	
	他の交通モードが運行していない交通空白時間をカバーする交通	新たな交通体系	コミュニティバスやAI デマンド交通等	
地域内交通	中心拠点や各交通結節点※3で広域交通に接続する交通	路線バス	杉山線 袋原線 勝方線 御池田線 海老沢線 五ノ併線	
		新たな交通体系	コミュニティバスやAI デマンド交通等	
送迎サービス	特定の人に対して、施設までの移動を提供	—	病院や福祉施設などの送迎バス	
福祉・介護交通	一人では公共交通の利用が困難な方に対して個別輸送を提供	—	福祉有償運送	

※1 中心拠点・・・公共施設や商業施設が立地する道路及びその周辺、または人々の移動の主要目的地となる拠点

※2 地域拠点・・・生活圏のまとまりに対応して、地域住民の生活と地域間交流を支える生活拠点

※3 交通結節点・・・異なる交通手段を円滑に転換させるための機能を持った場所

4. 目標達成のための施策および事業

4-1 施策体系

本計画の目標達成のために行う施策体系を次のとおり定めます。

【基本方針】	【計画の目標】	【施策体系】
<p>誰もが安心して暮らし続けられる、 持続可能で利便性の高い公共交通の実現</p>	<p>目標 1 : 利用者のニーズ に対応した交通 体系の確保</p>	<p>施策 1 : 運行体系の再構築</p> <p>事業 1-1 域内交通（路線バス）の見直し・改善 事業 1-2 広域交通（路線バス）の維持・確保 事業 1-3 広域交通（鉄道）の維持・確保</p>
		<p>施策 2 : 新たな移動手段の確保</p> <p>事業 2 コミュニティバスなど新たな公共交通体系の 検討・導入</p>
		<p>施策 3 : 補助制度の拡充</p> <p>事業 3-1 高齢者に対する路線バス I C カード乗車券 補助の継続・見直し 事業 3-2 公共交通を利用している学生に対する通学 定期補助の導入 事業 3-3 タクシー助成券の見直し・拡充</p>
	<p>目標 2 : 利便性の高い 公共交通の構築</p>	<p>施策 4 : 乗り継ぎ利便性の向上</p> <p>事業 4-1 広域公共交通との乗り継ぎ時間改善と 接続便の確保 事業 4-2 鉄道駅接続への検討・調整</p>
		<p>施策 5 : 利用環境の改善</p> <p>事業 5-1 公共交通情報ツールの強化 事業 5-2 利用案内や待合環境の整備</p>
	<p>目標 3 : 町民、交通事業者、行政の協働 による持続可能 なしくみづくり</p>	<p>施策 6 : 担い手不足対策</p> <p>事業 6 第二種免許取得に対する支援</p>
		<p>施策 7 : 地域との協働による取組</p> <p>事業 7-1 地域と連携した啓発活動の充実 事業 7-2 民間企業・施設と連携した利用促進</p>

4-2 各事業の内容と実施主体

施策1：運行体系の再構築

事業1-1 域内交通（路線バス）の見直し・改善

【実施主体：会津坂下町、運行事業者】

域内交通を町民のニーズに合ったものにするために、利用実態や町民から寄せられる意見や要望を正確に把握し、運行内容を定期的に改善していき、効率的かつ持続性のある路線再編を実施することで、町民の日常生活における移動手段を維持・確保します。

また、新たな振興施設や商業施設などの整備に伴い、バス路線の再編やバス停の追加などの見直しを実施します。

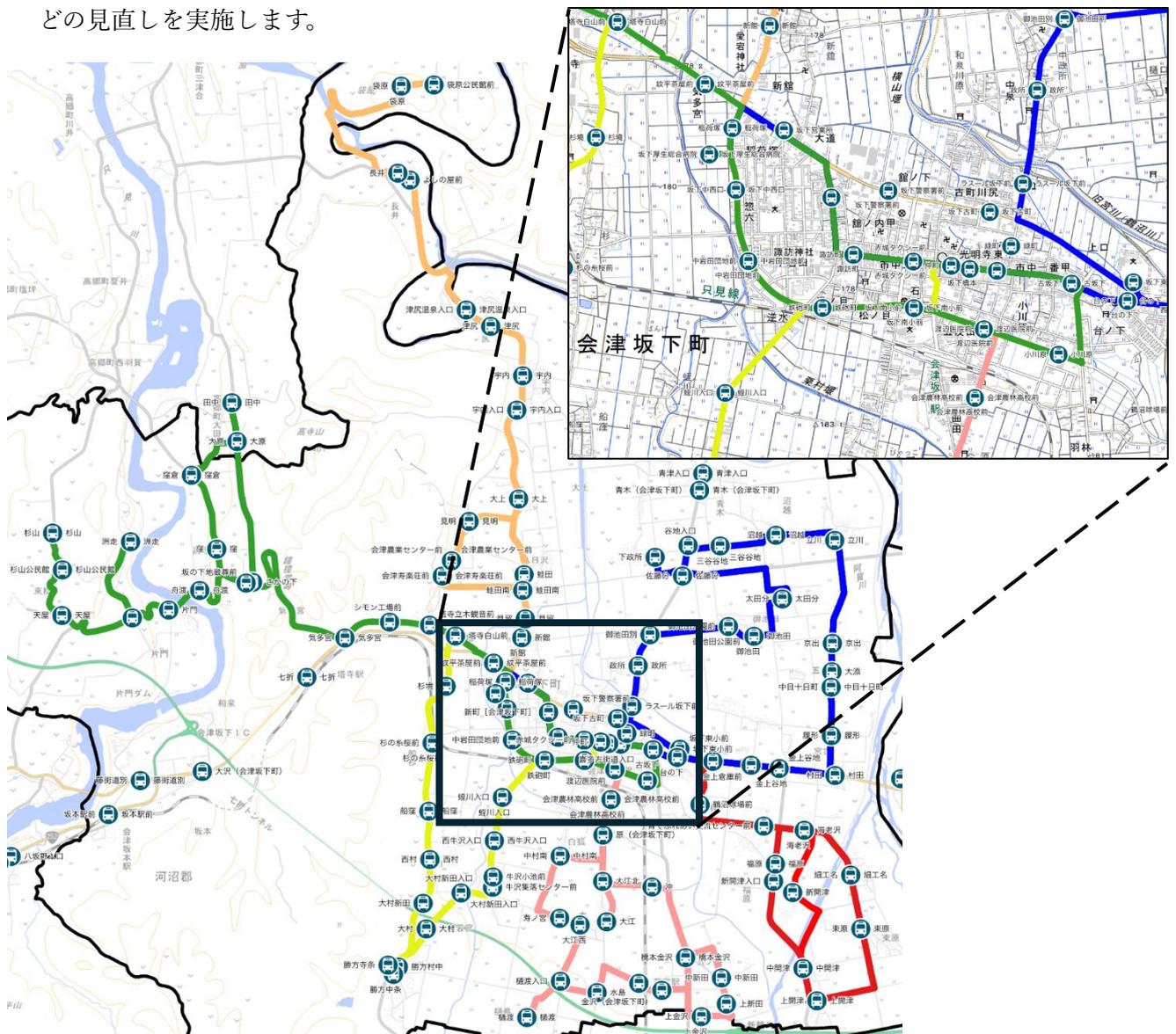


図21 域内路線バスにおける運行ルートとバス停位置

事業 1 - 2 広域交通（路線バス）の維持・確保

【実施主体：会津坂下町、運行事業者、関係市町村】

広域路線バスにおいても、通勤や通学など日常生活圏が拡大する中における移手段として維持が求められることから、会津圏域地域公共交通計画及び会津圏域地域公共交通利便増進実施計画に基づき、県や各関係市町村、バス事業者と連携し、国県の支援制度を活用しながら広域路線バスの維持・確保に取り組んでいきます。

表 8 若松・坂下線における見直しの方向性

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・会津坂下町と湯川村と会津若松市を繋ぐ広域路線であり、鉄道より速達性が高い。 ・会津若松駅前の利用が多く、その他利用が見られる区間は、坂下厚生病院、坂下東小学校（スクール利用）など、利用がない区間はほとんど見られない。 ・ハイスクールエクスプレス（坂下⇄若松市内の高校）の廃止により、通学需要を支える役割が増している。 ・会津若松市内の高校にアクセスしていない。 ・会津坂下町新庁舎が旧坂下厚生総合病院跡地に移転予定
見直しの方向性	<ol style="list-style-type: none"> ①会津農林高校を經由、バス停新設、通学時間に合わせたダイヤの見直し ②会津学鳳高校へ延伸、バス停新設、通学時間に合わせたダイヤの見直し ③星医院、ブイチェーン、メガステージ会津坂下付近にバス停を設置 ④会津坂下町新庁舎開庁に合わせたバス停新設、経路変更

表 9 喜多方・坂下線における見直しの方向性

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・喜多方市と会津坂下町を繋ぐ広域路線（鉄道は会津若松駅経由で乗り継ぎ）。 ・利用が見られる区間は坂下東小学校（スクール利用）、喜多方駅、喜多方街道入口、坂下営業所など。 ・病院送迎バスがあり、喜多方駅～有隣病院間は利用が少ない。 ・ハイスクールエクスプレス（坂下⇄喜多方市内の高校）の廃止や会津農林高校耶麻校舎の閉校も重なり、通学需要を支える役割が増している。 ・バス停が会津農林高校、喜多方高校から少し離れている。 ・会津坂下町新庁舎が旧坂下厚生総合病院跡地に移転予定
見直しの方向性	<ol style="list-style-type: none"> ①会津農林高校を經由、バス停新設、通学時間に合わせたダイヤの見直し ②星医院、ブイチェーン、メガステージ会津坂下付近にバス停を設置 ③喜多方桐桜高校、喜多方高校の通学時間に合わせたダイヤの見直し ④会津坂下町新庁舎開庁に合わせたバス停新設、経路変更

表10 坂下・柳津線における見直し方向性

<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会津坂下町と柳津町を繋ぐ広域路線であり、JR只見線と並行して運行している。 ・本数の少ないJR只見線を補完するとともに、鉄道駅間に居住する住民にとって欠かすことのできない交通手段。 ・利用が見られる区間は、坂下南小学校（スクール利用）、坂下厚生病院、柳津町内～柳津ふれあい館間など。 ・仲町～坂下営業所間の利用が少ない。 ・会津農林高校耶麻校舎の閉校により、通学需要を支える役割が増している。 ・バス停が会津農林高校から少し離れている。 ・会津坂下町新庁舎が旧坂下厚生総合病院跡地に移転予定
<p>見直しの方向性</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①メガステージ会津坂下付近にバス停を設置 ②道の駅会津やないづへの延伸、バス停新設（柳津駅～道の駅を繋ぐ） ③会津坂下町新庁舎開庁に合わせたバス停新設、経路変更

事業1-3 広域交通（鉄道）の維持・確保

【実施主体：会津坂下町、運行事業者、関係市町村】

只見線においても通勤や通学など日常生活圏が拡大する中における移動手段として維持・確保が求められることから、利便性を高めるために、ダイヤの改正や輸送力の充実強化などをJRへ陳情・要望を実施していきます。

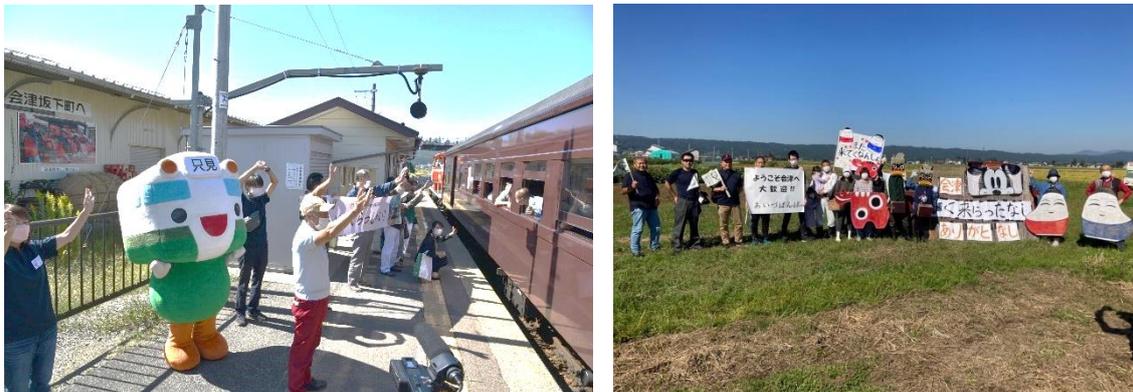


図22 令和4（2022）年 只見線全線運転再開時の様子

施策 2：新たな移動手段の確保

事業 2 コミュニティバスなど新たな公共交通体系の検討・導入

【実施主体：会津坂下町、各運行事業者、その他関係者】

町民の日常生活の移動環境の充実や外出機会の創出のため、コミュニティバスやデマンド交通といった新しい公共交通体系の導入に向け、検討を進めます。

また、地域の移動需要や運行形態の有効性を確認するために、令和 7 年度 10 月より町内の一部地域にて定時定路線型コミュニティバスの実証運行を実施しており、その結果を踏まえたうえで、運行内容の改善や本格導入の可否について判断します。

なお、導入にあたっては、運行ルートや料金体系など、町民にとって分かりやすく、使いやすい仕組みとなるように検討を進め、町内外への移動が円滑となるような仕組みを作ります。



会津坂下町コミュニティバスの運行を開始します！

町では公共交通の利便性向上を図るため、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい移動手段を確保し、便利な公共交通体系を構築することを目的にコミュニティバスを実証実験運行しますので、ご利用いただき様々な意見をお寄せください。
川西地区については、「10月6日(月)～12月26日(金)」の約3か月間運行します。
実証実験運行期間については、「所収」で奥車できますので、ぜひご利用ください。

路線図 時刻表

令和7年10月6日現在

コミュニティバス車両情報
【トヨタ ハイエース】会津 300 た 4437

No.	停車所	午前		午後	
		行き	帰りの	行き	帰りの
1	袋原集会所	① 8:50	⑥ 11:47	① 12:33	⑥ 15:30
2	長井会館	② 8:56	⑦ 11:41	② 12:39	⑦ 15:24
3	津原集会所	③ 9:03	⑧ 11:34	③ 12:46	⑧ 15:17
4	浄蓮寺会館前(宇内)	④ 9:07	⑨ 11:30	④ 12:50	⑨ 15:13
5	川西コミュニティセンター	⑤ 9:11	⑩ 11:26	⑤ 12:54	⑩ 15:09
6	人上集会所	⑥ 9:13	⑪ 11:24	⑥ 12:56	⑪ 15:07
7	見明集会所	⑦ 9:17	⑫ 11:20	⑦ 13:00	⑫ 15:03
8	八日沢会館	⑧ 9:22	⑬ 11:16	⑧ 13:05	⑬ 14:59
9	坂下厚生総合病院	⑨ 9:29	⑭ 11:09	⑨ 13:12	⑭ 14:52
10	会津坂下駅	⑩ 9:36	⑮ 11:03	⑩ 13:19	⑮ 14:41
11	中央公民館	⑪ 9:39	⑯ 11:01	⑪ 13:22	⑯ 14:14
12	社会福祉協議会	⑫ 9:41	⑰ 11:03	⑫ 13:24	⑰ 14:16
13	会津坂下町役場	⑬ 9:43	⑱ 11:05	⑬ 13:26	⑱ 14:18
14	コメリ	⑭ 9:50	⑲ 11:02	⑭ 13:33	⑲ 14:25
15	プチチェーン	⑮ 9:56	⑳ 11:08	⑮ 13:39	⑳ 14:31
16	リオンモール坂下中央店	⑯ 10:02	㉑ 11:04	⑯ 13:45	㉑ 14:37
17	COOP BESTA ばんげ	⑰ 10:05	㉒ 11:07	⑰ 13:48	㉒ 14:40
18	リオンモール坂下店	⑱ 10:09	㉓ 11:01	⑱ 13:52	㉓ 14:44
19	ヨークベニマル	⑲ 10:14	㉔ 11:06	⑲ 13:57	㉔ 14:49

●●● 出発地点

袋原集会所⇄ヨークベニマル

月～金曜日(祝日除く) 所要時間 片道約 84 分

【問い合わせ先】 会津坂下町役場 政策財務課 政策企画班
〒969-6592 会津坂下町字中三番甲 3662 番地
TEL 0242-84-1504 FAX 0242-83-1361
E-mail: seisaku@town.aizubange.fukushima.jp

※乗車定員(9名)をオーバーする場合は、乗車をお断りすることとなります。
※乗車中は、乗車券を提示するため、座席ベルトを締めてください。
※乗車中は、運転手の指示に従ってください。
※停留所以外での途中乗車、途中下車はできません。
※交通状況や天候(積雪等)により発着時刻が予定より遅れることがあります。
※コースエリア、時刻表は令和7年10月6日現在のものです。今後変更される場合がございますのでご注意ください。

図 2 3 会津坂下町コミュニティバス実証運行の様子と広報紙

施策 3：補助制度の拡充

事業 3-1 高齢者に対する路線バス IC カード乗車券補助の継続・見直し

【実施主体：会津坂下町、運行事業者】

町では、高齢者が路線バスに乗って移動するきっかけをつくり、路線バスの利用促進及び高齢者の交通事故防止を図ることで、高齢者にやさしいまちづくりを進めることを目的に、満 65 歳以上の町民に対して会津乗合自動車株式会社の路線バスで利用できる IC カード 8,000 円分の補助を実施しています。

今後も継続的に活用してもらうために、制度の周知や利用方法の案内強化だけでなく、補助制度の見直しも検討していきます。

表 1 1 補助件数

	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)
補助件数	268 件	282 件	333 件

※令和 6 (2024) 年 7 月までは回数券で配布

IC カード乗車券補助は令和 6 (2024) 年 7 月から実施

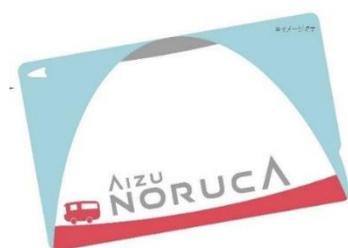


図 IC カード乗車券イメージ

事業 3-2 公共交通を利用している学生に対する通学定期補助の導入

【実施主体：会津坂下町、各運行事業者】

高等学校等へ公共交通を利用して通学する生徒の保護者に対し、通学定期券購入費の一部助成を実施します。

只見線や路線バスなど公共交通の利用促進を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ることで学生が安心して学校へ通える環境を整えます。

表 1 2 町内からの地域別進学状況 (令和 8 (2026) 年度の見込み)

通学地域	高校 1 年生	高校 2 年生	高校 3 年生	合計
会津若松市	75	58	65	198
会津美里町	8	5	9	22
喜多方市	10	9	8	27
西会津町	4	2	4	10
会津坂下町	31	20	27	78
合計 (人)	128	94	113	335
通学地域	中学 1 年生	中学 2 年生	中学 3 年生	合計
会津坂下町	97	92	116	305
会津若松市	4	8	5	17
合計 (人)	101	100	121	322

事業 3 - 3 タクシー助成券の見直し・拡充

【実施主体：会津坂下町、運行事業者】

町では運転免許証自主返納の促進を図るとともに、交通事故の減少を目的とし、運転免許証を自主返納した方に対して、町内のタクシー事業者で利用できる助成券1万円分を交付しています。

高齢者や障がいのある方、移動手段の確保が困難な方などの移動を支援するためにも、交付対象の拡大や利用回数・助成額の増加など、より多様な利用者が助成を受けられる制度の拡充を検討します。



図 2 4 交付しているタクシー助成券イメージ

表 1 3 運転免許の自主返納者等に対する高齢者支援施策一覧（周辺自治体）

自治体名	取組内容
湯川村	65歳以上で普通運転免許証を所持していない方に対し、路線バス、タクシー（福祉タクシーを含む）利用助成券25,000円分を交付
西会津町	町民の自主返納者（65歳以上）に対し、①デマンドバス②タクシー券③西会津町共通商品券から、30,000円分を1回に限り交付
下郷町	町内居住の70歳以上の者に対し、年1回12,000円のタクシー券を交付

出典：福島県警察本部ホームページ

施策4：乗り継ぎ利便性の向上

事業4-1 広域交通との乗り継ぎ時間改善と接続便の確保

【実施主体：会津坂下町、運行事業者】

会津坂下駅・会津乗合自動車坂下営業所・坂下厚生総合病院といった主要な中心拠点のほかに、若宮駅・塔寺駅・会津坂本駅といった交通結節点において、域内交通と広域交通との移動を円滑にするため、只見線や広域路線バスとの乗り継ぎ時間の改善を図ります。

また、需要が見込まれる時間帯においては、接続しやすい便の確保や、必要に応じた運行ダイヤの見直しを行うことで、利用者が使いやすい環境整備を進め、公共交通の利用促進と地域全体のアクセス向上に繋がります。

事業4-2 鉄道駅接続への検討・調整

【実施主体：会津坂下町、運行事業者】

只見線と他の公共交通との連携を図るために、接続方法や乗り継ぎ環境の改善に向けた検討や調整を実施します。特に会津坂下駅においては、乗降場所の確保やバス停の設置について検討を行い、公共交通の利用者が円滑に乗り継ぎできる環境の構築を図ります。

また、駅周辺の環境整備も併せて進めることで、地域内外への移動を支える拠点として利用しやすい駅前環境の整備を推進します。

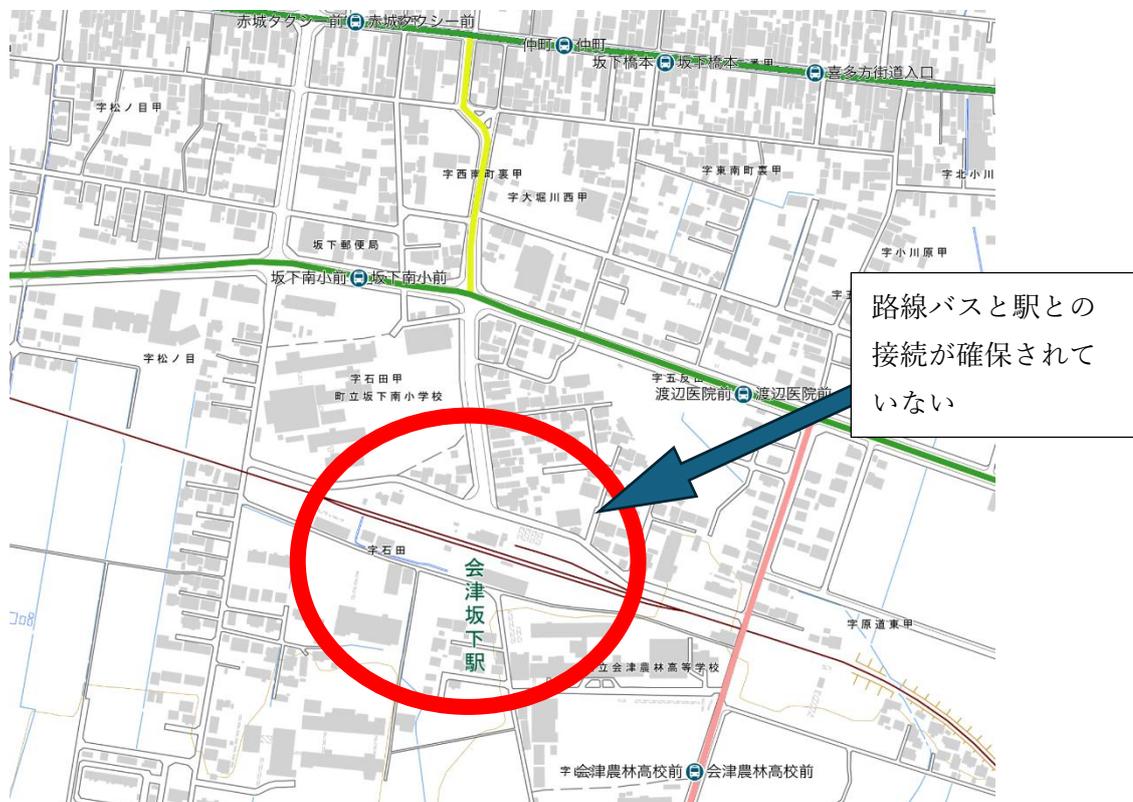


図25 会津坂下駅の現況

施策 5：利用環境の改善

事業 5－1 公共交通情報ツールの強化

【実施主体：会津坂下町、各運行事業者、その他関係者】

町民がより公共交通の情報を把握するために、総合的な公共交通の情報案内ツールとして、町全体での公共交通マップやパンフレットなどの作成を行うことで、公共施設や商業施設、医療機関へのアクセス向上に繋がります。

また、広報誌やホームページへの掲載だけでなく、SNS などでの情報発信を強化することで、公共交通の情報を入手しやすい仕組みを作ります。



図 2 6 施策事例紹介（喜多方市地域公共交通総合パンフレット）

出典：喜多方市ホームページ

事業 5－2 利用案内や待合環境の整備

【実施主体：会津坂下町、運行事業者、町民】

町民が公共交通を安心して利用できるために、利用案内の充実と待合環境の改善を進めます。駅前や公共施設において、公共交通の時刻表や路線図の掲示、乗り継ぎ案内などを掲載した案内看板等の設置を検討します。

また、公共交通の待合所の設置や改修を検討し、利用者が安全で快適となるような環境整備もあわせて進めることで、利用環境の向上を図ります。



図 2 7 会津坂下駅前公衆トイレ整備
(令和 3 (2021) 年度 施工)



図 2 8 会津坂本駅舎整備
(令和 4 (2022) 年度 施工)

施策 6：担い手不足対策

事業 6 第二種免許取得に対する支援

【実施主体：会津坂下町、各運行事業者】

今後の公共交通を安定的に運行させていくためにも、旅客運送に必要な第二種免許を有する運転手の確保が必要であることから、交通事業者と連携し免許取得にかかる費用の一部を助成する制度設計を行います。

施策 7：地域との協働による取組

事業 7 - 1 地域と連携した啓発活動の充実

【実施主体：会津坂下町、各運行事業者、町民、各関係団体】

自治会や学校、民間企業など多様な人々に対して、公共交通の役割や利便性を広く理解してもらうため、乗車体験会の実施や公共交通に関連したイベントの開催など、地域が一体となった協働での取り組みを検討します。町民が公共交通に触れる機会を増やすとともに、利用を促す環境づくりを行うことで、地域全体で公共交通を支える意識の醸成に繋がります。



図 2 9 出前講座、乗車体験会の様子

事業 7 - 2 民間企業・施設と連携した利用促進

【実施主体：会津坂下町、各運行事業者、商業施設、町民】

商業施設や民間企業と連携し、公共交通利用者への割引券の交付や、利用者が買い物時に特典を受けられるサービスを充実させることで、公共交通への魅力を高め、利用促進を強化します。



図 3 0 町で実施している利用促進

左：道の駅あいつで利用できる割引券 右：商店街や商業施設で特典を受けられる会員証

4-3 事業の実施スケジュール

計画の基本目標の実現に向けて、取り組む事業の実施スケジュールは一覧のとおりです。

表14 事業一覧

事業名	スケジュール				
	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)
施策1：運行体系の再構築	協議・再編の実施				
事業1-1 域内交通（路線バス）の見直し・改善	→				効果検証
事業1-2 広域交通（路線バス）の維持・確保	→				見直し
事業1-3 広域交通（鉄道）の維持・確保	→			効果検証	→
施策2：新たな移動手段の確保					
事業2 コミュニティバスなど新たな公共交通体系の検討・導入	→ 実証実験・検討		→ 本格運行		→ 効果検証
施策3：補助制度の拡充					
事業3-1 高齢者に対する路線バスICカード乗車券補助の継続・見直し	→ 実施			→ 効果検証	→ 見直し
事業3-2 公共交通を利用している学生に対する通学定期補助の導入	→ 実施			→ 効果検証	→ 見直し
事業3-3 タクシー助成券の見直し・拡充	→ 協議・検討	→ 実施・拡充		→ 効果検証	→ 見直し
施策4：乗り継ぎ利便性の向上					
事業4-1 広域公共交通との乗り継ぎ時間改善と接続便の確保	→ 協議・検討		→ 見直し		→ 効果検証
事業4-2 鉄道駅接続への検討・調整	→ 協議・検討		→ 見直し		→ 効果検証
施策5：利用環境の改善					
事業5-1 公共交通情報ツールの強化	→ 協議・検討		→ 見直し		→ 効果検証
事業5-2 利用案内や待合環境の整備	→ 協議・検討		→ 見直し		→ 効果検証
施策6：担い手不足対策					
事業6 第二種免許取得に対する支援	→ 協議・検討	→ 実施		→ 効果検証	→ 見直し
施策7：地域との協働による取組					
事業7-1 地域と連携した啓発活動の充実	→ 検討・調整		→ 実施		
事業7-2 民間企業・施設と連携した利用促進	→			→ 実施・検証	

5. 計画の推進および評価方法

5-1 実施主体と役割

本計画を進めるにあたって、「行政」「交通事業者」「地域（町民や民間など）」の3者が連携し、一体となり、計画目標の達成に向け取り組むとともに、それぞれの役割を確認しながら持続可能な交通体系の構築を目指します。

また、公共交通に関係する「各関係機関」との連携により、持続性が高い公共交通を目指します。

表15 実施主体とその基本的な役割

実施主体	基本的な役割
行政	<ul style="list-style-type: none">・主体的に計画の管理および事業の推進を図るとともに、公共交通の確保・維持に向けた検討を行う。・関係機関や周辺市町村と協議や調整を行い、連携を図る。
交通事業者	<ul style="list-style-type: none">・公共交通の運営・運行主体として、行政とともに持続可能な公共交通を確保する。
地域（町民や民間）	<ul style="list-style-type: none">・公共交通を利用するとともに、行政と協働で公共交通を支えるための取組を行う。
各関係機関	<ul style="list-style-type: none">・公共交通における調整や連携を図る。

5-2 計画の推進体制

本計画の推進は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく協議会である「会津坂下町地域公共交通協議会」における協議を踏まえ、会津坂下町が推進していきます。

また、本計画に位置付けられた各施策・事業の実施に向けては、必要に応じて「分科会」での専門的な調査や検討を行います。分科会は、会津坂下町地域公共交通会議の構成員を基本とし、協議・調整を行っていくとともに、そのほか必要に応じて会議構成員以外の関係者の参画を求めます。

5-3 PDCA サイクルによる評価・検証

本計画は、計画策定（Plan）、施策・事業実施（Do）、モニタリング・評価（Check）、見直し・改善（Action）を繰り返すPDCAサイクルの考え方により推進していきます。

毎年度の施策・事業の実施・評価・見直しという短期のPDCAサイクルと、計画期間を通しての長期のPDCAサイクルにより、計画の推進及び進捗管理を行っていきます。

表16 毎年度の短期のPDCAサイクル、計画期間を通しての長期のPDCAサイクル

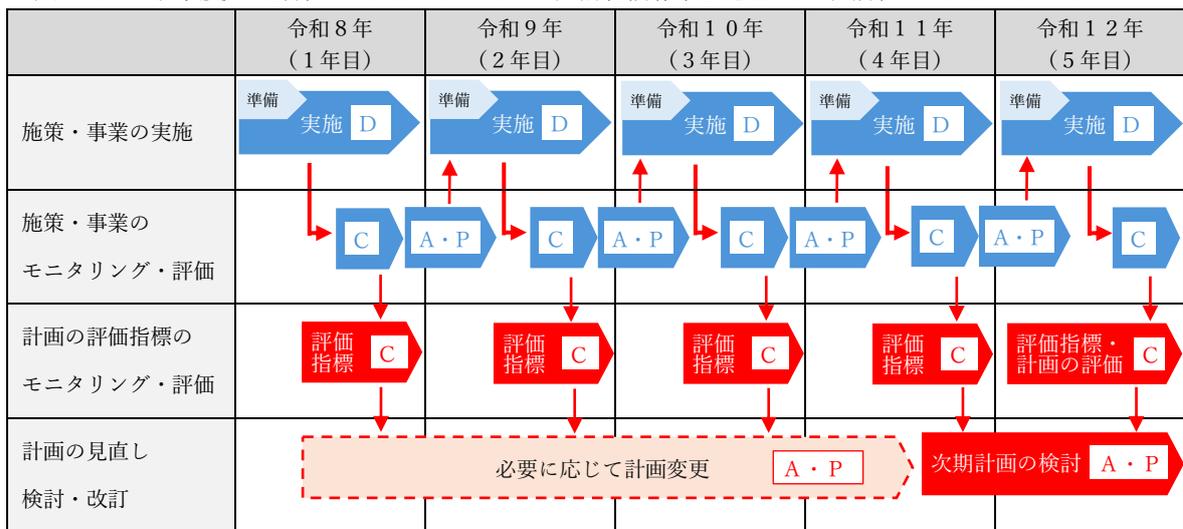
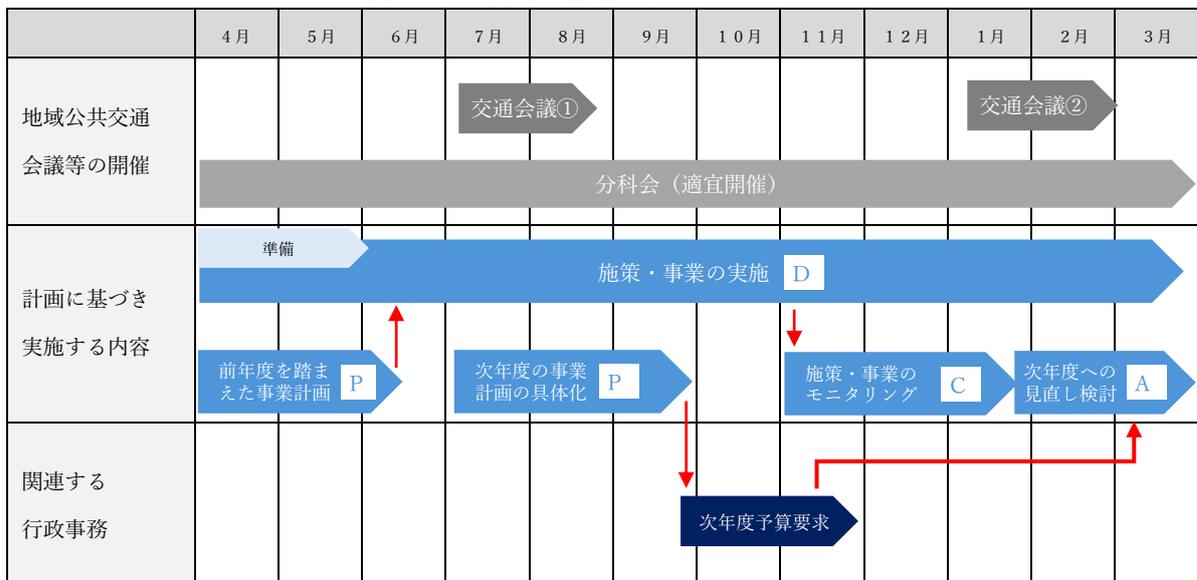


表17 年間の想定スケジュール



5-4 評価指標・数値目標

(1) 評価指標及び数値目標の設定

本計画の達成状況を評価するための評価指標及び数値目標を次のとおり定めます。

表 18 評価指標及び数値目標

計画の目標	評価指標	単位	現状値	目標値	算出方法
目標 1 : 利用者のニーズ に対応した交通 体系の確保	域内交通利用者数 (年間)	人/年	146,878	193,000	域内交通の年間利用者数
			令和 6 年度 (2024)	令和 12 年度 (2030)	
	広域路線バス利用者数 (年間)	人/年	236,502	237,000	広域路線バスの年間利用者数
			令和 6 年度 (2024)	令和 12 年度 (2030)	
	鉄道利用者数 (年間)	人/年	104,000	104,000	会津坂下駅における只見線の 年間利用者数
			令和 5 年度 (2023)	令和 11 年度 (2029)	
目標 2 : 利便性の高い 公共交通の構築	町民一人あたりの公共交 通の利用回数	回/年	10.6	14	目標年度時の会津坂下町人口に対す る、域内交通の利用者数の合計値
			令和 6 年度 (2024)	令和 12 年度 (2030)	
	公共交通の満足度	%	15.2	30	住民満足度調査に基づく満足度
			令和 5 年度 (2023)	令和 12 年度 (2030)	
目標 3 : 町民、交通事業 者、行政の協働 による持続可能 なしくみづくり	地域と連携した 啓発活動の実施回数	回/年	—	2	乗車体験会や出前講座等の実施回数
			令和 6 年度 (2024)	令和 12 年度 (2030)	
	公共交通の 重要度	%	78.3	80	住民満足度調査に基づく重要度
			令和 5 年度 (2023)	令和 12 年度 (2030)	

(2) 指標の算出方法と目標値の設定方法

域内公共交通利用者数（年間）

指標の設定の理由	域内交通の年間利用者数から、町民の日常生活に必要な移動手段が維持・確保されているかを評価します。
算出方法	杉山線、袋原線、勝方線、御池田線、海老沢線、五ノ併線の年間利用者数を用います。 また、新たに公共交通体系を追加する場合はその利用者数も含まれます。
目標値の設定	路線バス利用者の現況値の維持と新たな公共交通体系を追加することでの利用者増加を目標とします。（第六次会津坂下町振興計画後期基本計画に基づく）
使用データ	会津乗合自動車株式会社から提供 輸送人員の総計 現況値は令和6年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日） 「福島県市町村生活交通対策事業経常収支表」

広域路線バス利用者数（年間）

指標の設定の理由	広域路線バスの年間利用者数から、広域的な移動手段に対する移動手段が維持・確保されているかを評価します。
算出方法	若松、坂下線、喜多方・坂下線、坂下・柳津線の年間利用者数を用います。
目標値の設定	路線バス利用者の現況値の維持を目標とします。
使用データ	会津乗合自動車株式会社から提供 輸送人員の総計 現況値は令和6年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日）「地域間幹線系統補助実績」

鉄道利用者数（年間）

指標の設定の理由	広域交通における鉄道の年間利用者数から、広域的な移動手段に対する移動手段が維持・確保されているかを評価します。
算出方法	会津坂下駅における只見線の年間利用者数を用います。
目標値の設定	鉄道利用者の現況値の維持を目標とします。
使用データ	福島県統計年鑑 鉄道輸送状況 現況値は「第139回 福島県統計年鑑2025」

町民一人あたりの公共交通の利用回数

指標の設定の理由	公共交通の利便性が高まり、公共交通が利用されているかを評価します。
算出方法	目標年度時の会津坂下町人口に対する、杉山線、袋原線、勝方線、御池田線、海老沢線、五ノ併線の利用者数の合計値を用います。また、新たに公共交通体系を追加する場合はその利用者数も含みます。
目標値の設定	域内公共交通利用者数（年間）の目標と併せて利用回数の増加を目標とします。
使用データ	会津乗合自動車株式会社から提供 輸送人員の総計 令和6年10月1日の推計人口を基に計算 現況値は令和6年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日）

公共交通の満足度

指標の設定の理由	公共交通の利便性が高まり、公共交通に対する満足度が向上されているかを評価します。
算出方法	アンケート調査に基づく満足度の割合を用います。
目標値の設定	現況よりも公共交通に対する満足度が向上されている状態を目標とします。 （第六代会津坂下町振興計画後期基本計画に基づく）
使用データ	住民満足度調査に基づく「これまでの満足度」（問8） 「利用しやすい公共交通手段が確保されている」に対して「満足している」「ある程度満足している」と回答した人の割合 現況値は令和5年度に実施した住民満足度調査の割合を使用

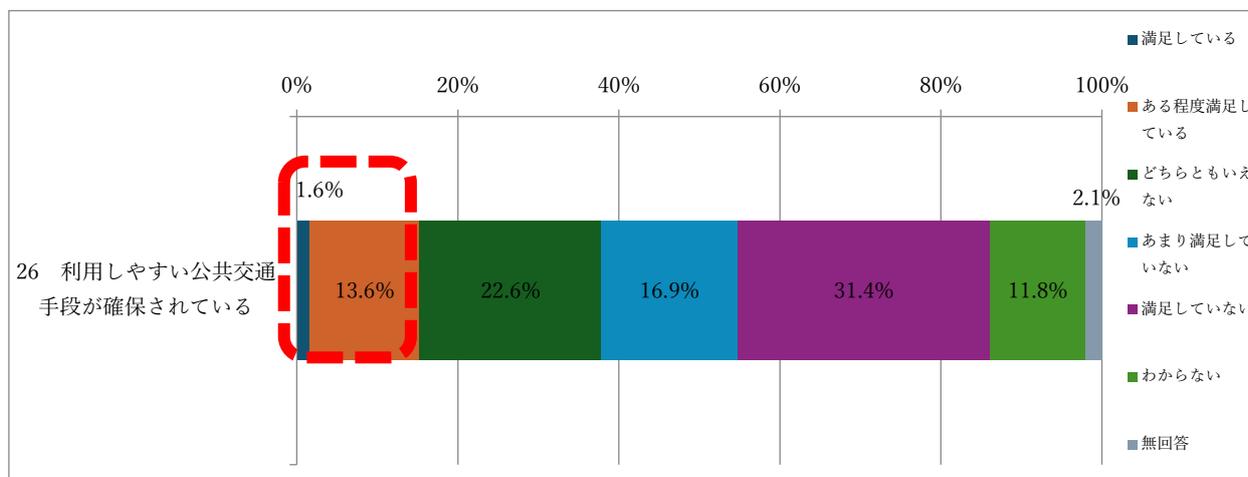


図3-1 令和6年2月「住民満足度調査」より

地域と連携した啓発活動の実施回数

指標の設定の理由	多様な主体との連携や協働の取組内容から評価します。
算出方法	年間で実施する乗車体験会や出前講座等の地域と連携して実施した啓発活動の合計回数を用います。
目標値の設定	現状よりも利用促進及び普及啓発の取り組みが実施されている状態を目標とします。
使用データ	町が把握する資料やデータ 現況値は未実施のため無記載

公共交通の重要度

指標の設定の理由	公共交通の重要性が認知されることで、公共交通への住民意識が醸成されているかを評価します。
算出方法	アンケート調査に基づく重要度の割合を用います。
目標値の設定	現況よりも公共交通に対する重要度が向上されている状態を目標とします。
使用データ	住民満足度調査に基づく「これからの重要度」（問8） 「利用しやすい公共交通手段が確保されている」に対して「重要」「やや重要」と回答した人の割合 現況値は令和5年度に実施した住民満足度調査の割合を使用

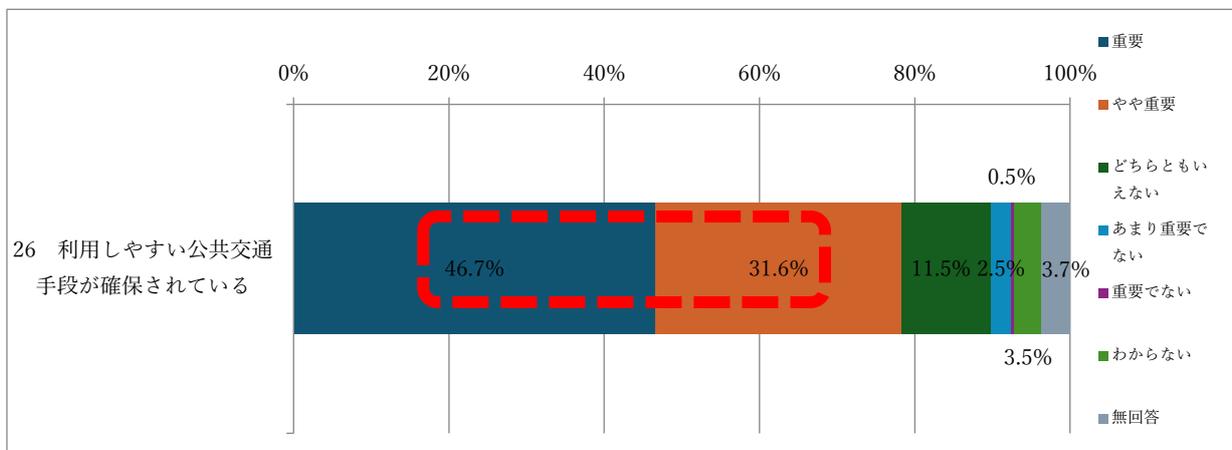


図3-2 令和6年2月「住民満足度調査」より

参考資料

1 策定の経緯

(1) 策定体制

【会津坂下町地域公共交通協議会設置規約】

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、会津坂下町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の事務所)

第2条 協議会の事務所を会津坂下町字市中三番甲3662番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施の協議に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (5) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会津坂下町長
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
 - (5) 住民（又は利用者）の代表
 - (6) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
 - (8) 福島県会津坂下警察署長が指名する者
 - (9) 福島県会津地方振興局長が指名する者
 - (10) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会津坂下町長をもって充て、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、構成員の中から互選により選任し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 協議会の議決の方法は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 4 協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会の庶務は、政策財務課政策企画班とし、事務局長に政策財務課長をもって充てる。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月27日から施行する。
- 2 会津坂下町地域公共交通ネットワーク協議会規約は廃止する。

(2) 委員名簿

令和8(2026)年2月現在

区分	団体・機関等	団体役職	役職
町長	会津坂下町	町長	会長
一般乗合旅客自動車運送事業者	会津乗合自動車株式会社	輸送管理課長	
一般乗用旅客自動車運送事業者	河沼自動車有限会社	代表取締役	
	赤城タクシー有限会社	代表取締役	
一般旅客自動車運送事業者の組織する団体	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	
	一般社団法人福島県タクシー協会	専務理事	
住民又は利用者	会津坂下町区長・自治会長会	副会長	
	社会福祉法人会津坂下町 社会福祉協議会	会長	副会長
	会津坂下町PTA連絡協議会	会長	
	会津坂下町幼稚園長・校長会	会長	
	会津坂下町老人クラブ連合会	会長	
	会津坂下町商工会	会長	
国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	会津乗合自動車労働組合	書記長	
	交通労連福島県支部	委員長	
福島県会津下警察署長が指名する者	会津坂下警察署	地域交通課長	
福島県会津地方振興局長が指名する者	福島県会津地方振興局	県民環境部副部長兼 県民生活課長	

(3) 策定までの経過

年度	月	会議・部会・研究会等	実態調査・市民意見等
令和6年度	2月		公共交通に関する町民アンケート調査
	3月	令和6年度 第2回 会津坂下町地域公共交通 ネットワーク協議会 (法定協議会の設立)	
令和7年度	4月		関係者ヒアリング (交通事業者、町内事業者等)
	5月		
	6月	令和7年度 第1回 会津坂下町地域公共交通協議会 (計画策定趣旨とスケジュール)	
	7月		
	8月	令和7年度 第2回 会津坂下町地域公共交通協議会 (骨子(案))	
	9月		
	10月		
	11月	令和7年度 第3回 会津坂下町地域公共交通協議会 (計画(案))	
	12月		
	1月		
	2月	令和7年度 第4回 会津坂下町地域公共交通協議会 (計画策定報告)	
	3月		

2 実態・ニーズ調査の実施概要

(1) 公共交通に関する町民アンケート調査

誰もが利用しやすい持続可能な公共交通体系の構築へ向け、住民の日常的な移動実態（目的地・移動手段・頻度・時間帯等）や公共交通に対する考えを把握し、公共交通計画施策に反映させるため、町民を対象としたアンケートを実施しました。

項目	内容
調査対象	会津坂下町に居住する15歳以上の町民
配布・回収方法	郵送配布、郵送回収
配布・回収数	配布1,300票、回収560票（回収率43%）
調査項目	基本属性、日常生活の移動実態、公共交通の利用実態、公共交通に対する認識・考え、今後の公共交通の在り方

(2) 関係者ヒアリング

上位関連計画における公共交通の位置付け・役割や、地域公共交通の現状の課題や問題点、留意すべき点等を把握するために、関係者ヒアリングを実施しました。

項目	内容
調査対象	交通事業者：会津乗合自動車株式会社、河沼自動車有限会社、赤城タクシー有限会社 関係部署：生活課福祉健康班、生活課保険年金班、建設課都市土木班、教育課教育総務班、子ども課子ども支援班 町内事業所：町内の商業施設や医療施設など
実施方法	対話での意見聞き取り
調査項目	利用状況や運営・運行に関する課題、今後の公共交通の在り方、公共交通を取り巻く環境の変化など

出典：3p「図2 計画区域」、7p「図5 ネットワーク図（令和7（2025）年10月1日時点）」、24p「図21 域内路線バスにおける運行ルートとバス停位置」、30p「図25 会津坂下駅の現況」

国土地理院 淡色地図（地理院タイル）を加工して作成

会津坂下町地域公共交通計画

令和8（2026）年 — 令和12（2030）年

策定：令和8（2026）年2月

発行：会津坂下町

調査・編集：会津坂下町地域公共交通協議会

（事務局 会津坂下町政策財務課政策企画班）

〒969-6592

福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662

電話：0242-84-1504